

令和8年度第1回本庄市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

日時：令和8年8月7日（金）

午後1時30分～

場所：本庄市役所6階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

報 告 事 項

（1）令和7年度地域包括支援センター事業実績報告について

（2）令和8年度地域包括支援センター事業計画について

（3）介護予防支援等委託先事業所について

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

- ・ 本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿・・・・・・・・・・ P1
- ・ 本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱・・・・・・・・・・ P2～ 5
- ・ 本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について・・・・ P6
- ・ 報告事項（１）令和７年度地域包括支援センター事業実績報告について・・・・ P7～31
- ・ 報告事項（２）令和８年度地域包括支援センター事業計画について・・・・ P32～73
- ・ 報告事項（３）介護予防支援等委託先事業所について・・・・・・・・・・ P74

本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和8年4月14日現在

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	選 出 区 分 （本庄市地域包括支援センター 運営協議会設置要綱第4条2項）		備考（任期）
会 長	たかはし しげお 高橋 茂雄	(1)医師、歯科医師、介護支援専門員及び機能訓練指導員の職能団体の代表	本庄市児玉郡医師会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	たかはし きみお 高橋 公男		本庄市児玉郡医師会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	たけうち やすし 竹内 靖		本庄市児玉郡歯科医師会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	さの きよみ 佐野 喜代美		本庄市介護支援専門員 連絡会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	つね や まさかず 恒屋 昌一		埼玉県理学療法士会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	とみざわ みねお 富沢 峰雄	(2)介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者（居宅介護支援事業者を含む。）	児玉圏域介護サービス事業者 連絡協議会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	おおた ゆきのぶ 太田 行信	(3)老人福祉施設の代表者	埼玉県老人福祉施設協議会 北部圏域	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	おおつか すすむ 大塚 進	(5)第1号被保険者及び第2号被保険者	介護保険被保険者（第1号）	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	すとう ようこ 須藤 蓉子		介護保険被保険者（第2号）	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	くぼ としえ 久保 敏枝	(6)地域における権利擁護、相談事業等を行う団体等の代表	本庄市民生委員・児童委員 協議会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	さいとう としこ 齊藤 敏子		本庄市社会福祉協議会	任期：令和6年4月1日 ～令和9年3月31日

○本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年1月10日

告示第204号の3

改正 平成19年6月7日告示第129号

平成23年3月31日告示第85号

平成24年3月30日告示第102号

平成27年6月29日告示第267号の2

平成28年3月31日告示第112号

平成28年6月20日告示第228号

平成31年3月29日告示第123号

令和4年1月14日告示第16号

令和4年2月9日告示第44号

令和5年3月31日告示第80号

(設置)

第1条 本庄市内の地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の
中立公正な事業運営を確保するため、本庄市地域包括支援センター運営協議会
（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援センターの設置等に関する事項
- (2) 支援センターの行う業務に係る方針に関する事項
- (3) 支援センターの運営及び評価に関する事項
- (4) 地域包括ケアに関する事項
- (5) その他支援センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、介護支援専門員及び機能訓練指導員の職能団体の代
表

(2) 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者（居宅介護支援事業者を含む。）

(3) 老人福祉施設の代表者

(4) 介護予防サービス利用者

(5) 第1号被保険者及び第2号被保険者

(6) 地域における権利擁護、相談事業等を行う団体等の代表

(7) 地域ケアに関する識見を有する者

3 前項第5号の委員のうち第2号被保険者は、公募とする。ただし、本人の了承を得た上で本庄市介護保険条例（平成18年本庄市条例第133号）第14条第2項第4号の委員と兼務させることができる。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び資料
- (4) 会議の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(謝金)

第8条 協議会の委員に対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の委員の委嘱に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第4項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日に委嘱された委員の任期は、平成21年3月31日とする。

附 則 (平成19年6月7日告示第129号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第102号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第267号の2)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日告示第１１２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年６月２０日告示第２２８号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日告示第１２３号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１月１４日告示第１６号）抄
（施行期日）

１ この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和４年２月９日告示第４４号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日告示第８０号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について

平成 27 年 6 月 29 日

第 1 趣旨

本庄市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）を傍聴することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、議長は、会場の都合等により、定員の数を増減することができる。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、協議会の事務局を通じ、住所、氏名等をあらかじめ議長に届け出なければならない。
- (3) 傍聴人は、会場の秩序を乱し、または会場の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

第 3 その他

その他、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

報告事項（１）令和７年度地域包括支援センター事業実績報告について

【地域包括支援センターの概要】

名称	運営法人等	担当者 (R8.3月末)	担当地区	65歳以上人口	64～74歳	75歳以上
				要支援者数		
				事業対象者数		
				(R8.4月末現在)		
本庄 西地域包括支援センター	■運営法人： 社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会 ■平成28年4月1日より委託 ■同一法人内で行っている 介護保険事業 ・居宅介護支援（R6.3.31廃止） ・訪問介護（R6.3.31廃止）	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 2名	千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井	65歳以上人口	64～74歳	75歳以上
				5,042人	2,106	2,936
				要支援者数		
				180人		
				事業対象者数		
				25人		
本庄 東地域包括支援センター安誠園	■運営法人： 社会福祉法人 安誠福社会 ■平成24年4月1日より委託 ■同一法人内で行っている 介護保険事業 ・居宅介護支援 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 2名 保健師等 1名	本庄・東台・日の出・寿・朝日町・（台町）・（諏訪町）・（本町）・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手	65歳以上人口	64～74歳	75歳以上
				5,115人	2,202	2,913
				要支援者数		
				140人		
				事業対象者数		
				26人		
本庄 南地域包括支援センターシャローム	■運営法人： 社会福祉法人 柏樹会 ■平成27年10月1日より委託 ■同一法人内で行っている 介護保険事業 ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設 ・ケアハウス	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 2名 保健師等 1名	南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台	65歳以上人口	64～74歳	75歳以上
				6,725人	2,853	3,872
				要支援者数		
				229人		
				事業対象者数		
				24人		
児玉 地域包括支援センター	■運営法人： 社会福祉法人 児玉福社会 ■平成19年4月1日より委託 ■同一法人内で行っている 介護保険事業 ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 2名	児玉地域全域	65歳以上人口	64～74歳	75歳以上
				6,094人	2,750	3,344
				要支援者数		
				199人		
				事業対象者数		
				8人		

※実施報告で使用する略称

本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会：西包括

本庄東地域包括支援センター安誠園：東包括

本庄南地域包括支援センターシャローム：南包括

児玉地域包括支援センター：児玉包括

1 総合相談・支援事業

(1) 相談・支援

地域の高齢者の様々な相談に面接、電話等により応じ、必要な支援内容を把握するとともに、地域における適切な機関、制度及びサービスの利用につなげる等の支援を行いました。

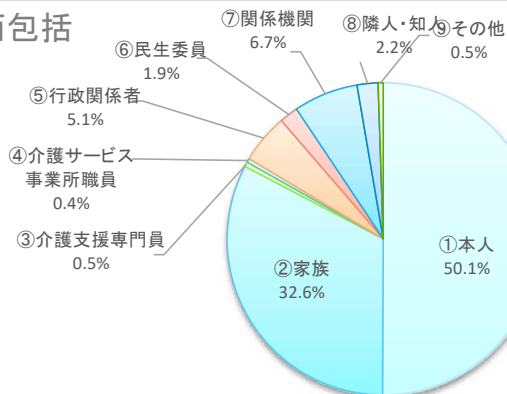
○相談件数の推移（延べ件数）

	R5年度	R6年度	R7年度
西包括	696	724	779
東包括	998	1,082	989
南包括	777	709	831
児玉包括	539	436	625
合計	3,010	2,951	3,224

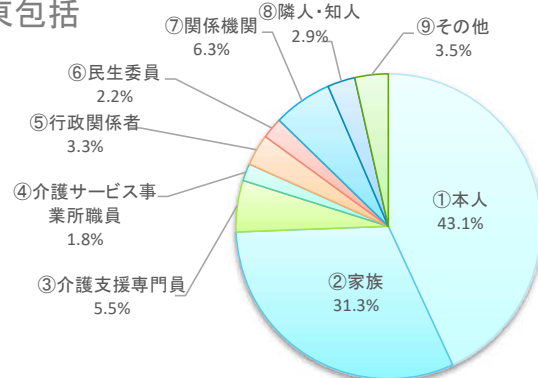
○相談者の区分（延べ人数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	390	426	142	87
②家族	254	310	331	345
③介護支援専門員	4	54	73	15
④介護サービス事業所職員	3	18	23	8
⑤行政関係者	40	33	109	65
⑥民生委員	15	22	25	27
⑦関係機関(医療機関・警察・消防・他包括等)	52	62	90	63
⑧隣人・知人	17	29	24	13
⑨その他	4	35	14	2
合計	779	989	831	625

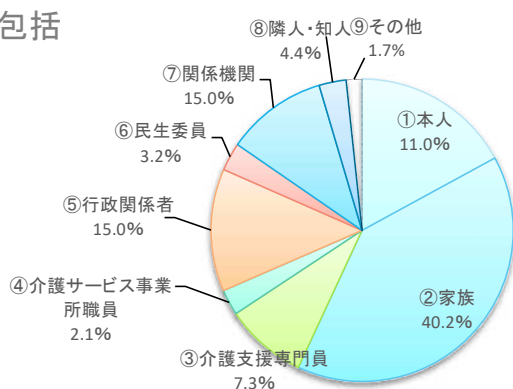
西包括



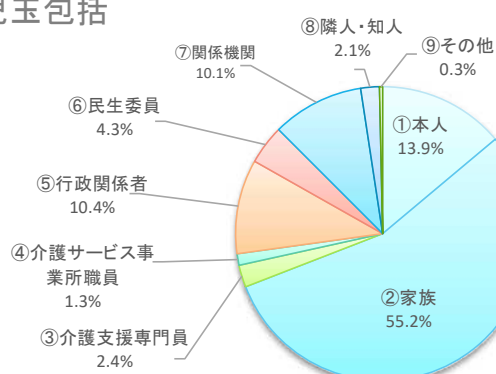
東包括



南包括



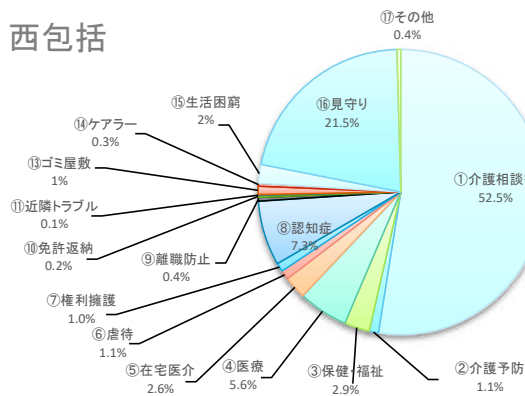
児玉包括



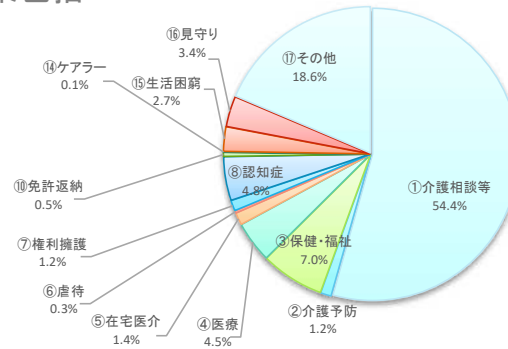
○相談内容（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①介護相談等	494	598	590	506
②一般介護予防支援事業	10	13	3	2
③保健・福祉サービス	27	77	13	4
④医療	53	50	8	7
⑤在宅医療・介護連携	24	15	26	32
⑥虐待	10	3	2	6
⑦権利擁護	9	13	2	1
⑧認知症	69	53	34	24
⑨介護者の離職防止に関する相談	4	0	0	0
⑩免許返納に関する相談	2	5	0	2
⑪近隣トラブルについての相談	1	0	2	8
⑫8050についての相談	0	0	0	0
⑬ゴミ屋敷に関する相談	9	0	0	0
⑭ケアラー（ダブルケアラー等含む）に関する相談	3	1	2	0
⑮生活困窮に関する相談	20	30	9	12
⑯見守り・安否確認	202	37	39	23
⑰その他	4	205	142	65
合計	941	1,100	872	692

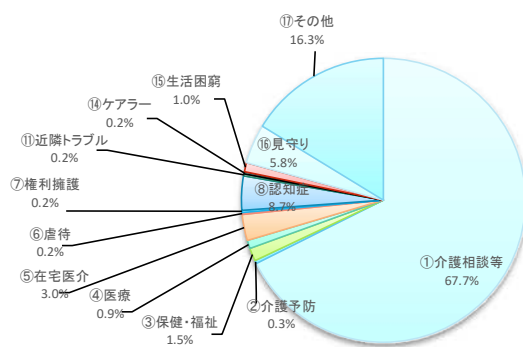
西包括



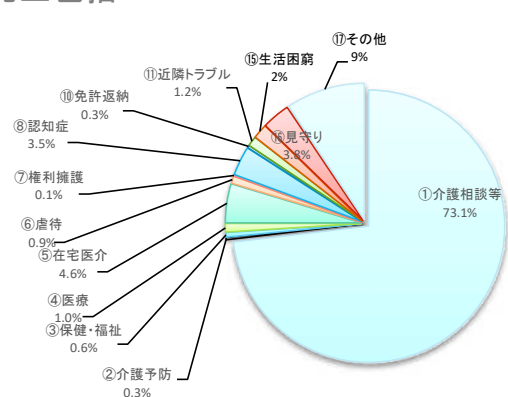
東包括



南包括



児玉包括



○時間帯別相談件数（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
平日8時～17時15分	765	896	822	555
平日17時15分過ぎ	2	19	2	2
土・日・祝日	12	74	7	68
合計	779	989	831	625

（2）訪問

相談者から依頼を受けた中で、訪問が必要な場合、地域包括支援センターが相談者の自宅等を訪問し、民生委員等とともに安否確認や状況確認、情報提供及び介護保険サービスの申請等を行っている。

○訪問件数の推移（延べ件数）

	R5年度	R6年度	R7年度
西包括	219	229	253
東包括	391	390	312
南包括	226	186	221
児玉包括	231	141	224
合計	1067	946	1010

2 権利擁護事業

権利侵害行為を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の予防や対応を行うものです。高齢者虐待が疑われる場合には、関係機関と連携を図りながら必要な対応を行い、また、高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度の利用が必要な高齢者に関しては、親族への支援や市長による申立について市と連携を図りました。

○権利擁護相談件数の推移

	R5年度	R6年度	R7年度
西包括	29	19	19
東包括	24	11	16
南包括	16	4	4
児玉包括	24	9	7
合計	93	43	46

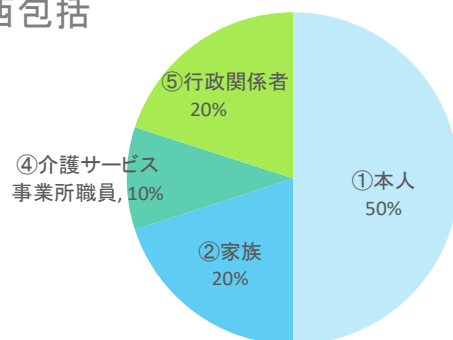
○相談内容(述べ件数)

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①虐待	10	3	2	6
②成年後見制度	7	13	1	0
③消費者被害	1	0	0	0
④その他	1	0	1	1
合計	19	16	4	7

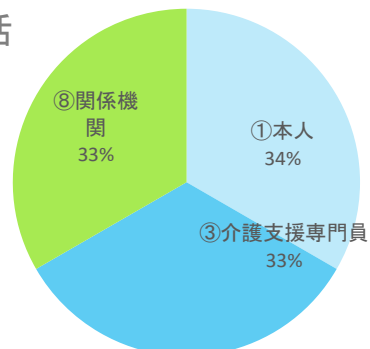
○虐待相談者

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	5	1	0	0
②家族	2	0	0	6
③介護支援専門員	0	1	0	0
④介護サービス事業所職員	1	0	0	0
⑤行政関係者	2	0	1	0
⑥民生委員	0	0	0	0
⑦隣人・知人	0	0	1	0
⑧関係機関	0	1	0	0
⑨その他	0	0	0	0
合計	10	3	2	6

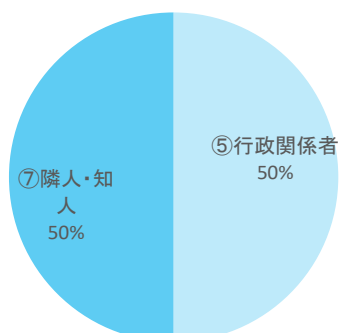
西包括



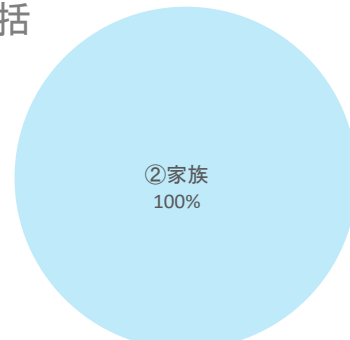
東包括



南包括



児玉包括



3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

多様な生活課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個々の状況や変化に応じたケアマネジメントを実践するため介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）の業務の支援や資質向上に向けた取組を行いました。また包括的で継続した支援を提供できるよう多職種との連携・協力体制の整備を行いました。

（１）ケアマネジメント相談（延べ件数）

	対応件数	支援したケアマネジャーの実人数
西包括	26	24
東包括	23	23
南包括	0	0
児玉包括	2	2

（２）ケアマネジャー研修等の開催状況

（回数）	圏域	市全域
西包括	2	2
東包括	3	2
南包括	3	5
児玉包括	3	1

（内容）	圏域	市全域
西包括	事例検討（親族との関わりが困難・受診拒否）、短期集中サポートサービス、認知症高齢者SOS訓練	自立相談支援における高齢者の事例について、BCP（事業継続計画）訓練・研修
東包括	買い物支援のコープ利用、BCPについて（平時の備え）、BCP机上訓練	適切なケアマネジメント手法について、ケアマネジャーが注意すべき感染予防について
南包括	高齢者と空き家問題、住まいの防犯対策、悪徳商法、トラブルから守るために、埼玉県思いやり駐車場制度について	虐待防止の研修
児玉包括	新規居宅支援事業所の紹介、前年度の地域課題（認知症に関する取組）についての協議・意見交換	地域ケア会議の報告

（３）地域ケア会議の開催状況

- ①地域ケア個別会議 各センター８回
- ②地域ケア課題整理会議 各センター１回
- ③地域ケア会議アドバイザーとの意見交換会 １回

各センターの地域ケア会議で把握された課題

	主な地域課題
西包括	認知症への理解促進、認知症が疑われる人への早期の医療機関受診の促進、人とのつながりや地域との関わり強化、社会活動を継続するための健康維持
東包括	介護予防や自立支援に対する認識の強化、ちょっとした困りごとに対する支援の強化
南包括	生活上の困りごとを支援する担い手の養成
児玉包括	認知症の早期発見・早期相談のできる体制づくり。健康面や生活面等における不測事態への備え

（４）包括的・継続的ケアマネジメント会議 ５回

4 認知症総合支援事業等

認知症になっても本人の意思が尊重され希望をもって暮らすことができるよう、ネットワーク形成と支援体制の構築を進め、また認知症ケアの向上を図りました。

(1) オレンジカフェ

	回数	人数	実施場所	実施内容
西包括	18	320	はにぼんプラザ12回 あったかホーム下野堂6回	介護予防体操、警察の講話、市職員による防災講座、制作、ウォーキング、歌唱、人生会議説明等
東包括	17	280	東包括12回 たなか集落センター5回	脳トレ、介護予防体操、制作、気象の講話、人生会議説明、音楽ボランティアによる演奏等
南包括	24	160	北泉公民館12回 ドンキ本庄店12回	制作、折り紙、塗り絵、脳トレ、ゲーム等
児玉包括	12	237	児玉デイサービスセンター12回	制作、園児との交流、演奏会等

(2) 認知症サポーター養成講座

	回数	人数	主な対象者
西包括	4	176	本庄西中学校、本庄西小学校、本庄旭小学校、一般市民
東包括	6	261	本庄東中学校、本庄第一中学校、本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校、ふらっとぶらっとカフェ
南包括	6	487	本庄南中学校、本庄東高等学校附属中学校、北泉小学校、本庄南小学校、中央小学校、けや木いきいきサロン
児玉包括	7	222	児玉中学校、金屋小学校、秋平小学校、共和小学校、一般市民、市職員

(3) 認知症地域支援推進事業

	主な活動内容
西包括	・認知症地域支援・ケア向上事業検討会議 12回 ・認知症サポーターステップアップ講座の企画・運営 ・チームオレンジ定例会の開催 12回、チームオレンジ活動支援 ・認知症家族の会 12回 ・グループホーム情報交換会 3回 ・本庄市キャラバン・メイトの会活動支援 ・認知症に関する普及啓発イベントの企画・運営 ・認知症ケア研修会の企画 等
東包括	
南包括	
児玉包括	

(4) 認知症初期集中支援事業

	主な活動内容
西包括 東包括 南包括 児玉包括	・認知症初期集中支援チーム検討委員会 1回

5 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活が続けるため、地域の医療・介護のニーズや資源の把握、多職種と連携した相談支援やACPの普及・啓発など、市と情報を共有し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する連携体制構築を推進しました。

	主な活動内容
西包括	・本庄市児玉郡在宅医療・介護連携推進協議会 ・在宅医療・介護連携推進事業担当者会議 ・医療・介護従事者向け研修会「意思決定支援のはじめの一步」 ・オレンジカフェにてDVD視聴等 ・わたしの連絡先カード周知
東包括	
南包括	
児玉包括	

6 生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防・社会参加へのニーズを踏まえて地域のNPO・住民をはじめとした多様な主体と連携し、生活支援等サービスの提供体制やネットワーク構築を進めました。

(1) 協議体

①第1層（市全域）協議体 5回

②第2層（日常生活圏域）協議体

	開催回数
西包括	3
東包括	5
南包括	6
児玉包括	7

(2) 地域の資源開発・把握

西包括	・生活支援サポーター養成講座 5回 ・生活支援サポータースキルアップ講座 1回 ・生活支援サポーターと高齢者のニーズのマッチング ・サロン訪問 ・ラジオ体操会場の新規立ち上げ4ヶ所と既存団体の運営支援 ・民間企業や社会福祉法人から会場を提供をいただいた通いの場の運営支援 ・買い物移動支援（社会福祉法人公益事業等）57回 ・市民ボブラスロン(畑サロン) 6回 ・住民主体の助け合い活動立ち上げと既存団体の運営支援 ・民間企業との意見交換会 2社各1回 ・生活支援体制整備事業担当者連絡会議 2回
東包括	
南包括	
児玉包括	
	等

7 地域や関係機関等の会議・研修等への参加

地域や関係機関等の会議等を通して、包括的支援事業を効果的に実施するための環境整備を行うために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携を図りました。

	活動内容
西包括	・民生委員・児童委員協議会定例会（各担当地域の定例会に出席） ・介護保険地域密着型サービス事業所運営推進会議（担当する地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席） ・高齢者虐待防止ネットワーク会議 ・各種研修
東包括	
南包括	
児玉包括	
	等

8 その他

(1) 一般介護予防事業への協力

包括的支援事業の実施や地域の通いの場・教室等への参加を通して地域と顔の見える関係を築き、支援が必要な高齢者を早期にサービスにつなげるとともに、通いの場の立ち上げ支援や運営支援を行いました。

	介護予防出前講座	はにとれサポーター養成講座	はにとれフォローアップ研修	(回)
西包括	4	3	3	
東包括	5	3	3	
南包括	1	3	3	
児玉包括	10	3	3	

(2) 集いの場の運営、活動支援

	実施内容
西包括	はにぼん筋力トレーニング教室運営50回
東包括	ラジオ体操の立ち上げ支援 新規4箇所（計17箇所）
南包括	みんなの会議室（健康麻雀を主に行う集いの場）運営24回
児玉包括	ウエルカフェ（ウエルシア休憩スペースでの集いの場）運営24回 サポーターとの意見交換

(3) 介護者教室

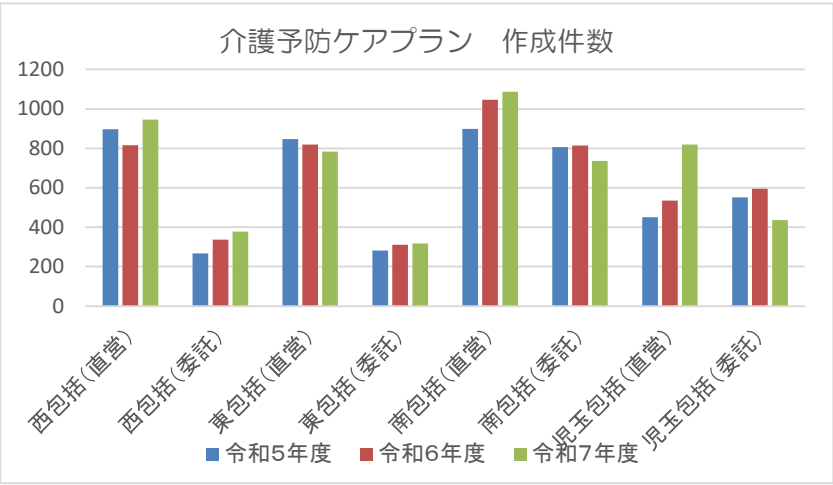
	実施日	実施内容	参加人数
西包括	10月24日	高齢期に必要な栄養と食事	13
	11月28日	お薬との上手なつきあい方	15
	12月12日	本人も介護者も安心・楽々介護を学ぶ	13
東包括	7月17日	失禁予防教室	13
	3月3日	高齢者のポリファーマシー対策について	17
南包括	3月11日	ねころピクス	17
児玉包括	9月17日	椅子に座ったまま、体力維持や気持ちが落ち着く運動	26

9 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターでは、要支援者等（「要支援1」・「要支援2」「事業対象者」）の介護予防ケアプランを作成しています。要支援者等の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センターが作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できることになっています。

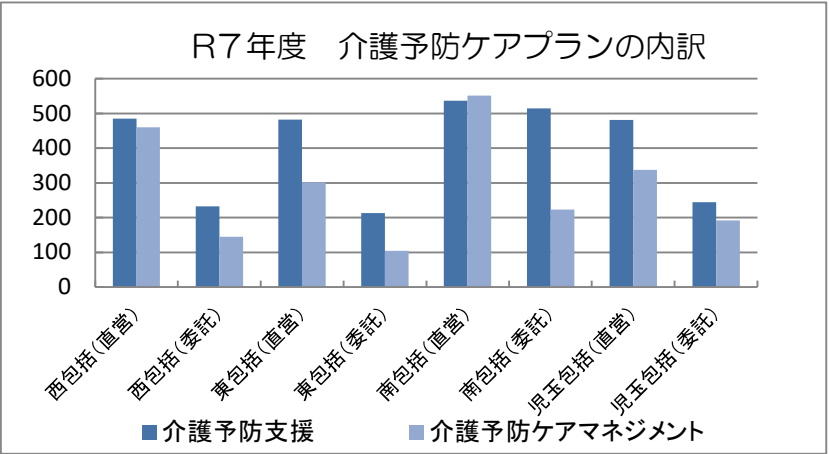
○介護予防ケアプラン作成件数の推移（延件数）

	介護予防支援・ 介護予防ケアマネジメント		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
西包括（直営）	897	816	945
西包括（委託）	268	338	378
東包括（直営）	847	819	784
東包括（委託）	282	311	317
南包括（直営）	899	1047	1087
南包括（委託）	807	814	737
児玉包括（直営）	452	536	819
児玉包括（委託）	551	595	436
合計	5003	5276	5503



○令和7年度介護予防ケアプランの内訳

	介護予防 支援	介護予防 ケアマネ ジメント
	令和7年度	
西包括（直営）	485	460
西包括（委託）	233	145
東包括（直営）	482	302
東包括（委託）	213	104
南包括（直営）	536	551
南包括（委託）	514	223
児玉包括（直営）	481	338
児玉包括（委託）	244	192
合計	3,188	2,315

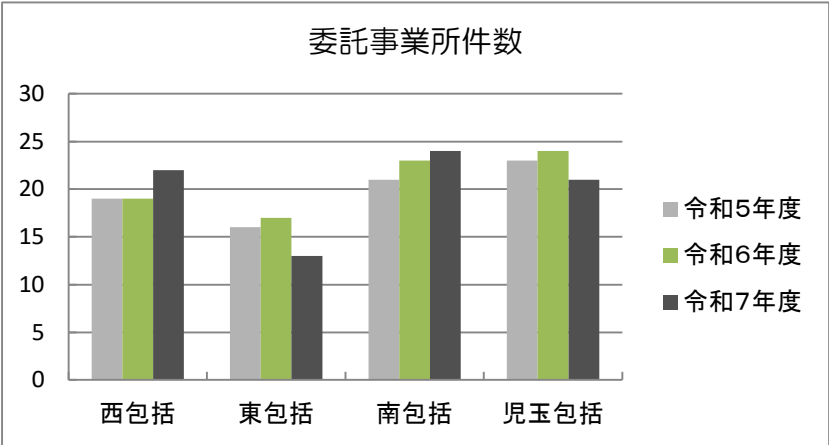


○令和7年度の直営・委託の割合

	介護予防支援(%)		介護予防ケアマネ	
令和7年度	直営率	委託率	直営率	委託率
西包括	67.5	32.5	76.0	24.0
東包括	69.4	30.6	74.4	25.6
南包括	51.0	49.0	71.2	28.8
児玉包括	66.3	33.7	63.8	36.2

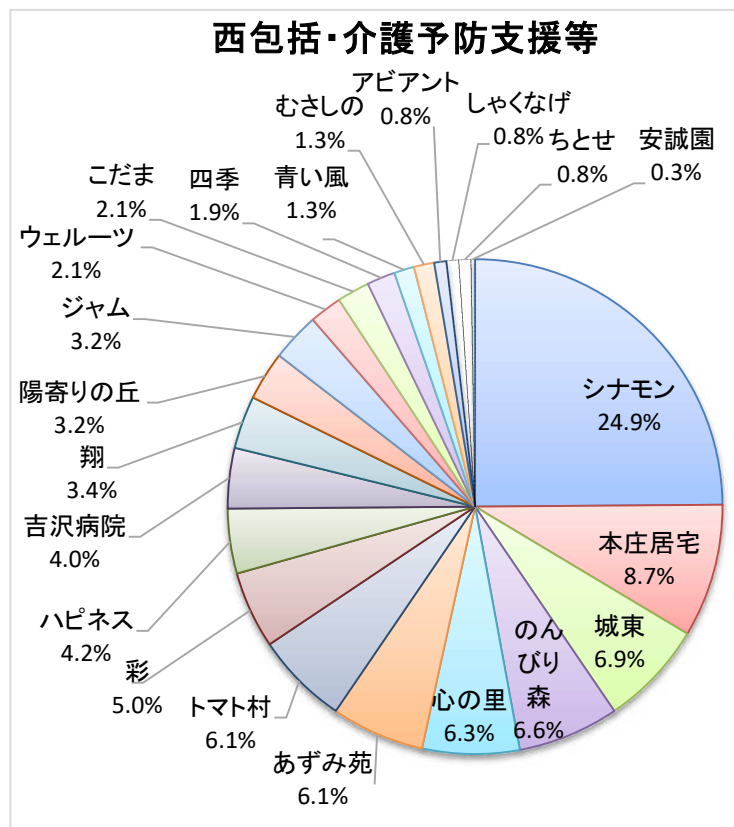
○委託事業所件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
西包括	19	19	22
東包括	16	17	13
南包括	21	23	24
児玉包括	23	24	21



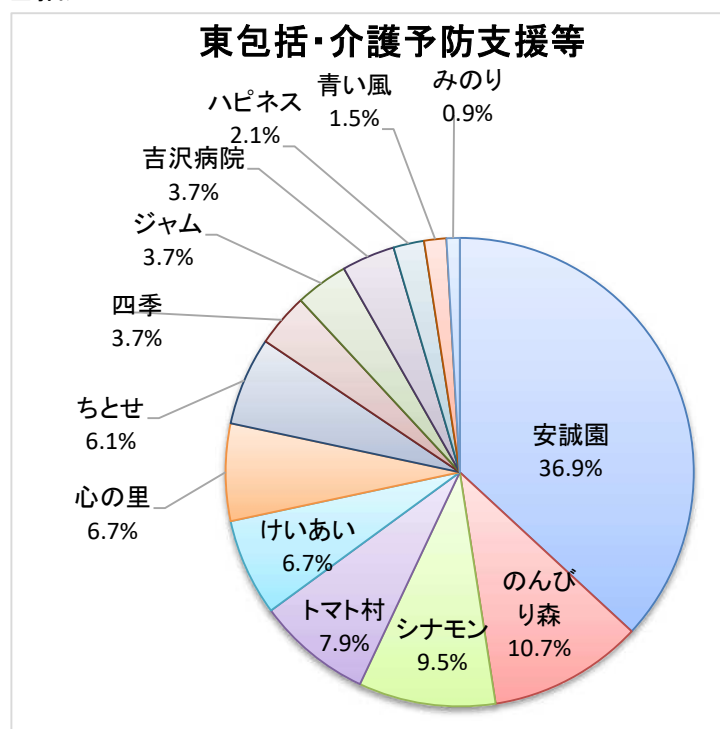
令和7年度 介護予防支援等実施状況(西包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
ライフプランシナモン	94	24.9%
本庄居宅介護支援センター	33	8.7%
城東ケアプラザ	26	6.9%
居宅介護支援事業所のんびり森	25	6.6%
ケアプラン心の里	24	6.3%
あずみ苑 本庄	23	6.1%
トマト村居宅事業所	23	6.1%
居宅介護支援センター 彩	19	5.0%
ハピネスケアセンター	16	4.2%
吉沢病院居宅介護支援事業所	15	4.0%
居宅介護支援事業所 翔	13	3.4%
ケアサポート陽寄りの丘	12	3.2%
ケアプランセンタージャム	12	3.2%
居宅介護支援事業所 ウェルーツ	8	2.1%
生協介護センターこだま	8	2.1%
ケアプラン四季	7	1.9%
居宅介護支援事業所 青い風	5	1.3%
むさしの居宅介護支援サービス	5	1.3%
アビアント居宅介護支援事業所	3	0.8%
しゃくなげケアプランセンター	3	0.8%
居宅介護支援 ちとせ	3	0.8%
在宅介護支援センター 安誠園	1	0.3%
委託	378	
包括	945	
計	1,323	



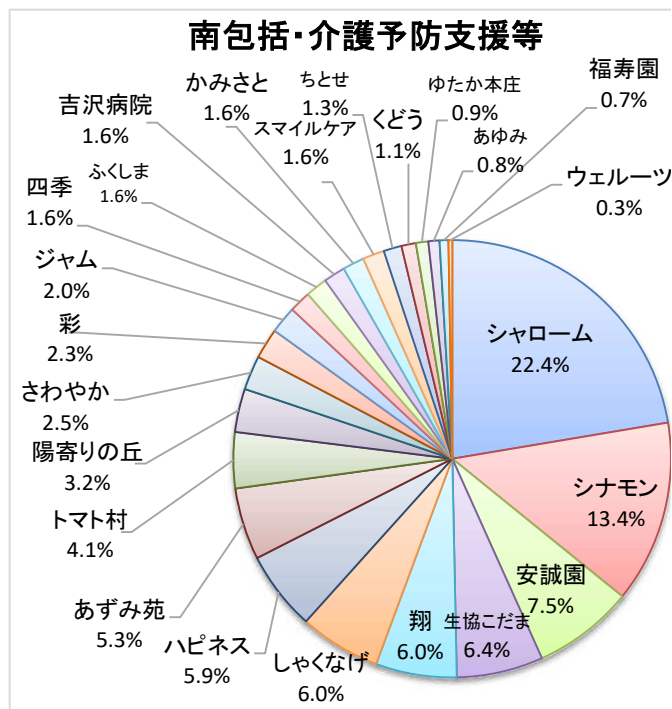
令和7年度 介護予防支援等実施状況(東包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
在宅介護支援センター 安誠園	121	36.9%
のんびり森	35	10.7%
ライフプランシナモン	31	9.5%
トマト村居宅事業所	26	7.9%
けいあい	22	6.7%
心の里	22	6.7%
居宅介護支援 ちとせ	20	6.1%
ケアプラン四季	12	3.7%
ケアプランセンタージャム	12	3.7%
吉沢病院指定介護支援センター	12	3.7%
ハピネスケアセンター	7	2.1%
居宅介護支援事業所 青い風	5	1.5%
ケアセンターみのり	3	0.9%
委託	328	
包括	784	
計	1,112	



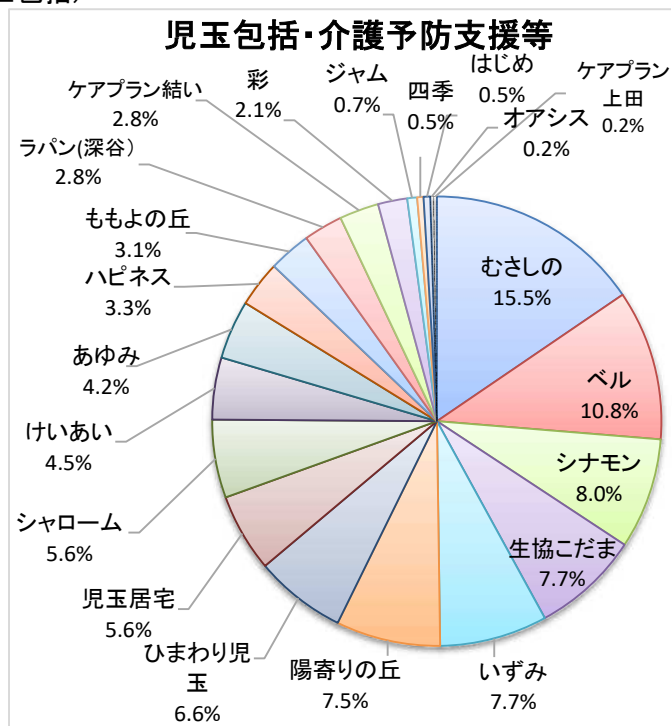
令和7年度 介護予防支援等実施状況(南包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
シャローム居宅介護支援センター	168	22.4%
ライフプラン シナモン	101	13.4%
在宅介護支援 安誠園	56	7.5%
生協介護センター こだま	48	6.4%
居宅介護支援事業所 翔	45	6.0%
しゃくなげケアプラン	45	6.0%
ハピネスケアセンター	44	5.9%
あずみ苑 本庄	40	5.3%
居宅介護 トマト村	31	4.1%
居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	24	3.2%
ケアプランさわやか	19	2.5%
居宅介護支援 彩	17	2.3%
ケアプランセンター ジャム	15	2.0%
ケアプラン 四季	12	1.6%
ふくしまライフサポート	12	1.6%
吉沢病院	12	1.6%
かみさと居宅介護	12	1.6%
スマイルケアサポート	12	1.6%
居宅介護支援 ちとせ	10	1.3%
居宅支援 くどう	8	1.1%
ゆたか本庄	7	0.9%
あゆみ居宅	6	0.8%
福寿園ケアセンター	5	0.7%
居宅介護ウェルーツ	2	0.3%
委託	751	
包括	1,157	
計	1,908	



令和7年度 介護予防支援等実施状況(児玉包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
むさしの居宅介護支援サービス	66	15.5%
ベル居宅介護支援事業所	46	10.8%
ライフプランシナモン	34	8.0%
生協介護センターこだま	33	7.7%
在宅介護支援センターいずみ	33	7.7%
居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	32	7.5%
ひまわり児玉	28	6.6%
児玉居宅介護支援センター	24	5.6%
シャローム居宅介護支援センター	24	5.6%
居宅介護支援センター「けいあい」	19	4.5%
あゆみ居宅介護支援事業所	18	4.2%
ハピネスケアセンター	14	3.3%
居宅介護支援事業所 ももよの丘	13	3.1%
ラバン居宅介護支援	12	2.8%
ケアプラン結い	12	2.8%
居宅介護支援センター 彩	9	2.1%
ケアプランセンター ジャム	3	0.7%
ケアプラン 四季	2	0.5%
ケアセンターはじめ	2	0.5%
ケアプランセンターオアシス	1	0.2%
ケアプラン上田	1	0.2%
委託	426	
包括	819	
計	1,245	

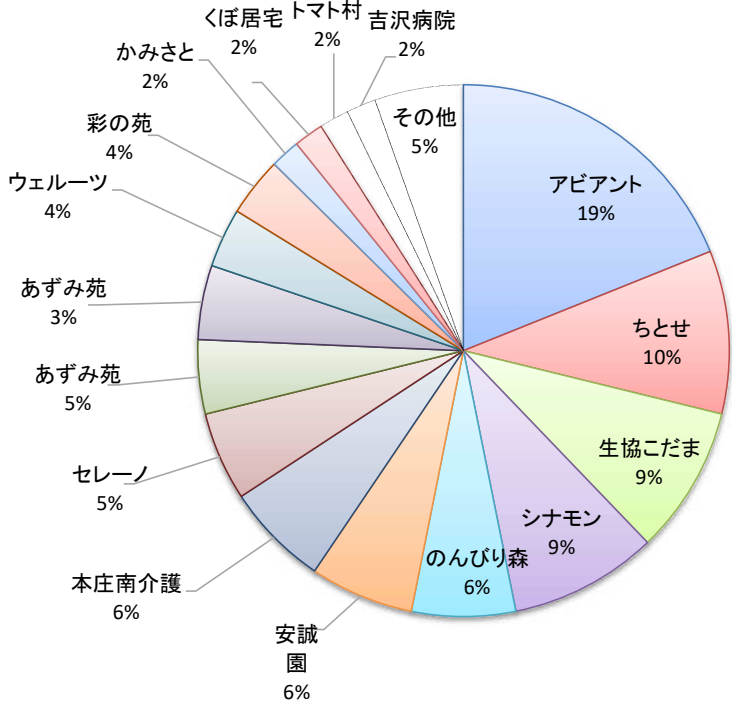


要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（西包括）

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数		
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
本庄市	ライフブランシナモン	9	12	10
	在宅介護支援センター安誠園	12	11	7
	居宅介護支援 ちとせ	0	10	11
	本庄南介護支援センター	10	7	7
	居宅介護支援センター 彩	5	5	0
	ケアプラン四季	4	5	1
	吉沢病院指定介護支援センター	2	5	2
	トマト村	7	4	2
	老人保健施設 彩の苑	0	3	4
	居宅介護支援事業所 翔	2	2	5
	ケアプランセンター ジャム	1	2	1
	あずみ苑本庄	3	1	5
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	1	1	0
	居宅介護支援事業所のんびり森	0	1	7
	ケアプラン楓	0	1	1
	本庄ケアプラザ	11	0	0
	本庄居宅介護支援センター	3	0	0
	アビアント居宅介護支援事業所	0	0	21
	くぼ居宅介護支援事業所	0	0	2
	しゃくなげケアプランセンター	0	0	1
	シャローム居宅介護支援センター	0	0	1
	セレーノ居宅介護支援事業所	0	0	6
	本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター	1		
美里町	居宅介護支援事業所 ももよの丘	0	1	0
	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	2	0	1
上里町	生協介護センターこだま	9	10	10
	かみさと居宅介護支援事業所	0	4	2
	ケアプラン心の里	1	0	0
深谷市	エルケア	1	0	0
	居宅介護支援事業所ウェルーツ	1	0	4
	ケアセンターみのり	1	0	0
	エンゼル居宅介護支援センター	1	0	0
熊谷市	エンゼル第3居宅介護支援センター	1	0	0
	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	4	0	0
伊勢崎市	ケアグローイング	1	1	0
	シルバーサポート群馬店	0	1	0
合 計		93	87	111

同一法人への紹介率（％） 1.1% 0.0% ※令和6年度3月末閉鎖

西包括

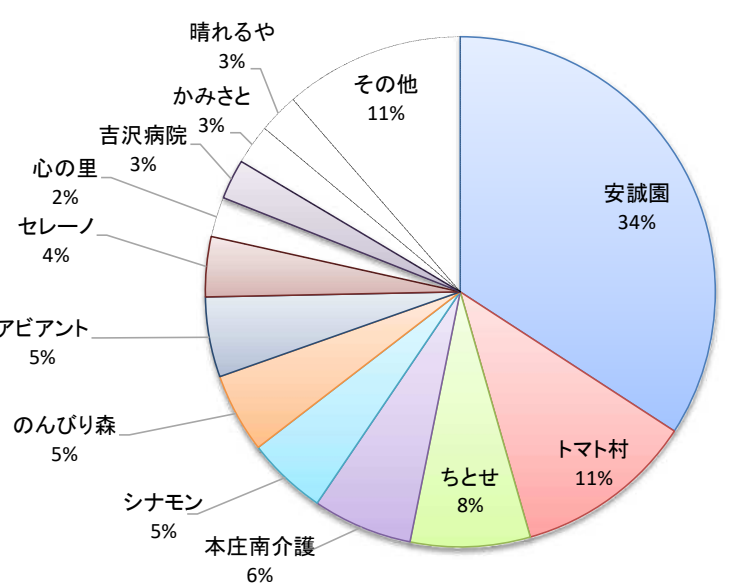


要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（東包括）

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数		
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
本庄市	在宅介護支援センター安誠園	29	32	27
	トマト村	10	10	9
	居宅介護支援 ちとせ	0	8	6
	居宅介護支援事業所のんびり森	0	6	4
	本庄南介護支援センター	7	5	5
	ケアプランセンター ジャム	7	4	1
	居宅介護支援支援事業所 青い風	1	2	1
	ライフブランシナモン	8	1	4
	しゃくなげケアプランセンター	2	1	1
	ケアプラン四季	1	1	1
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	1	1	0
	吉沢病院指定介護支援センター	1	1	2
	ことりケアプラン	0	1	0
	本庄ケアプラザ	2	0	0
	まごころケアプラン	2	0	0
	居宅介護支援センター 彩	1	0	0
	老人保健施設 彩の苑	0	0	1
	アビアント居宅介護支援事業所	0	0	4
	セレーノ居宅介護支援事業所	0	0	3
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	1	2	1
上里町	かみさとナーシング居宅介護支援事業所	2	1	1
	ケアプラン心の里	1	1	2
	かみさと居宅介護支援事業所	0	1	2
	ケアプランさわやか	0	1	0
深谷市	生協介護センターこだま	0	0	1
	エンゼル第3居宅介護支援センター	2	3	0
	ケアセンターみのり	2	0	0
	ラバン居宅介護支援事業所	1	0	0
熊谷市	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	4	0	0
高崎市	城東ケアプラザ	0	0	1
伊勢崎市	居宅介護支援事業所 優	3	1	0
	ケアグローイング	0	1	0
	ケアプランセンター晴れるや	1	0	2
合 計		89	84	79

同一法人への紹介率（％） 32.6% 38.1% 34.2%

東包括

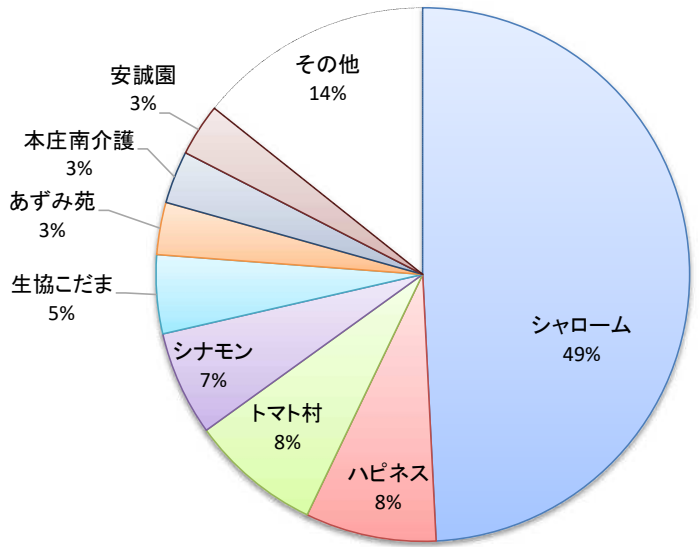


要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（南包括）

所在	指定介護支援事業所	紹介件数		
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
本庄市	シャローム居宅介護支援センター	24	17	31
	ライブランシナモン	3	6	4
	あゆみ居宅介護支援事業所	0	5	0
	本庄南介護支援センター	6	4	2
	トマト村	3	3	5
	在宅介護支援センター安誠園	0	2	2
	吉沢病院指定介護支援センター	1	1	0
	居宅介護支援センター 彩	0	1	0
	本庄居宅介護支援センター	0	1	0
	居宅介護支援事業所翔	2	0	0
	しゃくなげケアプランセンター	1	0	0
	あずみ苑本庄	0	0	2
	ケアプラン四季	0	0	1
	児玉居宅介護支援センター	0	0	1
	ベル居宅介護支援事業所	0	0	1
	アビアント居宅介護支援事業所	0	0	1
	セレーノ居宅介護支援事業所	0	0	1
美里町	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	3	1	0
	居宅介護支援事業所 ももよの丘	1	1	0
	居宅介護支援センター「けいあい」	2	0	1
上里町	ハビネスケアセンター	1	9	5
	ケアプランさわやか	3	0	1
	生協介護センターこだま	0	0	3
深谷市	ラバン居宅介護支援事業所	0	0	1
高崎市	城東ケアプラザ	0	0	1
合 計		50	51	63

同一法人への紹介率（％）	48.0%	33.3%	49.2%
--------------	-------	-------	-------

南包括

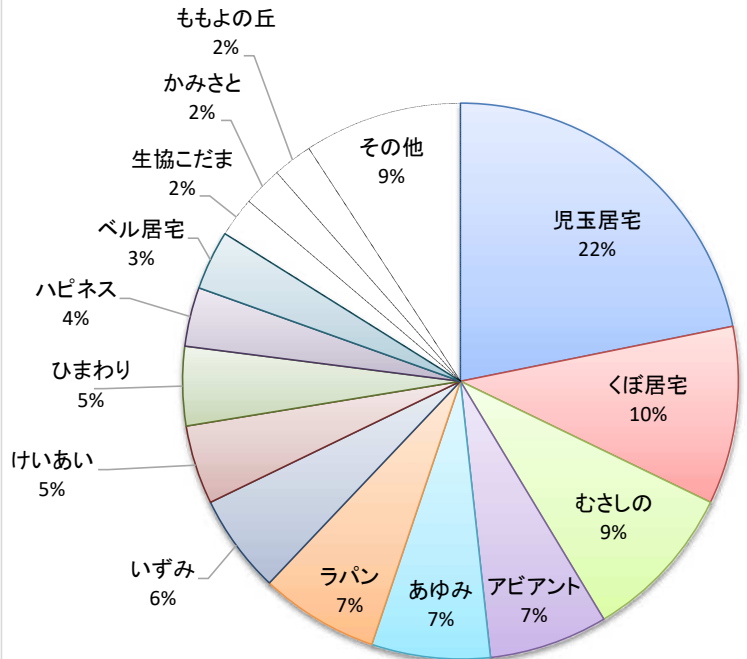


要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（児玉包括）

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数		
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
本庄市	あゆみ居宅介護支援事業所	11	14	6
	児玉居宅介護支援センター	8	7	19
	ひまわり児玉	6	6	4
	むさしの居宅介護支援サービス	8	5	8
	居宅介護支援 ちとせ	0	5	0
	本庄南介護支援センター	0	2	0
	本庄ケアプラザ	3	1	0
	ライブランシナモン	2	1	1
	ベル居宅介護支援事業所	1	1	3
	シャローム居宅介護支援センター	2	0	0
	あずみ苑本庄	1	0	0
	トマト村	0	0	0
	くぼ居宅介護支援事業所	0	0	9
	アビアント居宅介護支援事業所	0	0	6
	セレーノ居宅介護支援事業所	0	0	1
美里町	居宅介護支援事業所 ももよの丘	1	4	2
	居宅介護支援センター「けいあい」	2	2	4
	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	0	1	1
神川町	在宅介護支援センターいずみ	4	3	5
	老人保健施設かみかわ	1	0	1
	ケアプラン結い	0	0	1
上里町	生協介護センターこだま	3	3	2
	かみさと居宅介護支援事業所	0	1	2
	ケアプランたちばな	1	0	0
高崎市	ハビネスケアセンター	1	0	3
	ラバン居宅介護支援事業所	4	0	6
高崎市	城東ケアプラザ	0	0	1
藤岡市	居宅介護支援事業所 ふく	1	0	0
	医療法人 三思会 くすの木病院	0	0	1
	藤岡市介護老人保健施設鬼石	0	0	1
合計		60	56	87

同一法人への紹介率（％）	13.3%	12.5%	21.8%
--------------	-------	-------	-------

児玉包括



令和7年度 本庄西地域包括支援センター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,749,000	24,682,700	
	2 雑収入		0	0	
	3 補助金収入		0	88,818	
	3 その他	1 法人からの受入れ	400,000	932,425	
	収入計(A)		25,149,000	25,703,943	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,989,000	2,293,680	
◆ 支 出 ◆		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,989,000	2,125,720	
		2 委託分	0	0	
		3 本庄市収入	48,000	0	
	3 雑収入		0	0	
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料	6,000	0	
	収入計(B)		4,032,000	4,419,400	
	収入合計(A+B)		29,181,000	30,123,343	
	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
◆ 支 出 ◆	1 人件費	1 本俸	15,197,000	15,930,732	
		2 職員手当等	7,335,000	7,661,607	
		3 共済費	5,263,000	4,895,141	
	2 管理費	1 報償費	15,000	20,000	
		2 旅費	15,000	2,360	
		3 需用費	360,000	38,290	
		4 修繕費	0	0	
		5 役務費	349,000	126,287	
		6 委託料	22,000	120,920	
◆ 支 出 ◆		7 使用料及び賃借料	1,429,000	1,264,505	
		8 備品購入費	30,000	0	
		9 負担金	60,000	8,890	
		10 福利厚生費	81,000	54,611	
	支出合計(C)		30,156,000	30,123,343	
	収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】				
					0

令和7年度 本庄西地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収 入◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	2,008,000	1,989,102	
		2 職員手当等	815,000	956,624	
		3 共済費	583,000	611,204	
	2 管理費	1 報償費	5,000	0	
		2 旅費	3,000	4,720	
		3 需用費	138,000	4,781	
		4 修繕費	0	0	
		5 役務費	38,000	17,755	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	120,000	157,885	
		8 備品購入費	20,000	0	
		9 負担金	10,000	1,110	
		10 福利厚生費	10,000	6,819	
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	

収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】

0

(様式第3号)

令和7年度 本庄市認知症カフェ事業収支報告書

令和8年3月31日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市銀座1-1-1
法人名 社会福祉法人
本庄市社会福祉協議会
代表者名 会長 吉田 信解

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	97,200円	97,200円	はにぼん12回 あったか 6回
利用者負担	36,000円	32,000円	100円×320人
計	133,200円	129,200円	

支出の部

区分	予算額	決算額	備考
謝金	10,000円	0円	
需用費	106,280円	115,660円	材料費、事務用品・茶菓・ 消毒液等
役務費	4,680円	4,680円	行事用保険 はにぼん13円×25人 ×12回 あったか13円×10人 ×6回
使用料及び賃貸料	12,240円	8,860円	はにぼん ・(200円+140円) ×3H×3回 ・200円×3H×1回 レンガ倉庫 ・400円×13H
計	133,200円	129,200円	

令和7年度 本庄東地域包括支援センター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,852,000	23,434,400	※決算額は当初の委託料から返還金1,305,000円を引いた額
	2 雑収入		0	63,270	
	3 その他	法人から受け入れ	14,000	1,482,863	
	収入計(A)		24,866,000	24,980,533	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,960,000	2,164,860	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,765,000	1,396,260	
		2 委託分	0	0	
	3 雑収入		0	0	
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料	0	0	
	収入計(B)		3,725,000	3,561,120	
	収入合計(A+B)		28,591,000	28,541,653	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	13,340,000	11,576,323	
		2 職員手当等	7,280,000	7,168,936	
		3 共済費	2,830,000	3,022,512	
	2 管理費	1 報償費	0	0	
		2 旅費	15,000	7,070	
		3 需用費	2,800,000	2,551,267	
		4 修繕費	0	26,251	
		5 役務費	900,000	1,592,146	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	1,191,000	2,381,852	
		8 備品購入費	0	0	
		9 負担金	35,000	36,239	
		10 福利厚生費	200,000	179,057	
	支出合計(C)		28,591,000	28,541,653	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	0
------------------------------	---

令和7年度 本庄東地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

生活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	◆収 入◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		0	0	
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	1,705,000	1,520,977	
		2 職員手当等	935,000	941,904	
		3 共済費	375,000	397,119	
	2 管理費	1 報償費	0	0	
		2 旅費	5,000	930	
		3 需用費	407,000	335,203	
		4 修繕費	0	3,449	
		5 役務費	120,000	209,187	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	168,000	312,944	
		8 備品購入費	0	0	
		9 負担金	5,000	4,761	
		10 福利厚生費	30,000	23,526	
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	
収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】			0		

(様式第3号)

令和7年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

令和8年3月31日

住所埼玉県桶川市若宮一丁目5番2号

法人名社会福祉法人 安誠福祉会

代表者名理事長 今井 俊行

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	97,200	91,800	本庄東12回 たなか 5回
参加費用 (参加者負担)	24,500	28,000	100円×280人
法人会計より受け入れ			
計	121,700	119,800	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0	0	
需用費	111,620	104,680	レク用品、コピー用紙、テーブルクロス、トナー、ガソリン、茶、菓子
役務費	10,080	15,120	保険料
使用料及び賃貸料	0	0	
計	121,700	119,800	

令和7年度 本庄南地域包括支援センター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,716,720	24,716,720	
	2 雑収入			27,383	
	3 補助金収入			30,000	
	4 その他	法人から受入		180,593	
	収入計(A)		24,716,720	24,954,696	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,960,000	2,585,400	
◆ 支 出 ◆		2 委託分			
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,800,000	2,688,320	
		2 委託分			
	3 雑収入				
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料			
	収入計(B)		4,760,000	5,273,720	
	収入合計(A+B)		29,476,720	30,228,416	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	13,023,000	12,328,845	
		2 職員手当等	7,434,000	6,838,186	
		3 共済費	3,711,720	3,910,063	
	2 管理費	1 報償費	9,000	3,000	
		2 旅費	18,000	2,989	
		3 需用費	1,029,000	1,243,981	
		4 修繕費	44,000	336,588	
		5 役務費	2,475,000	3,386,817	
		6 委託料	479,000	329,067	
		7 使用料及び賃借料	1,127,000	1,796,303	
		8 備品購入費	44,000	0	
		9 負担金	42,000	8,896	
		10 福利厚生費	41,000	43,681	
	支出合計(C)		29,476,720	30,228,416	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	0
------------------------------	---

令和7年度 本庄南地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

生活支援 コー ディ ネー ター	◆収 入◆				
	項 目	細 節	予算	決算	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
		2 法人からの受入			
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	予算	決算	備考
	1 人件費	1 本俸	1,692,000	1,559,780	基本給
		2 職員手当等	1,111,000	890,817	賞与・職員諸手当
		3 共済費	539,000	489,746	退職共済・法定福利費
	2 管理費	1 旅費	2,000	264	
		2 需用費	126,000	185,095	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費
		3 修繕費	6,000	28,573	
		4 役務費	117,000	371,155	通信運搬・手数料・保険料・保守料
		5 委託料	35,000	40,018	施設管理
		6 備品購入費	13,000		
		7 使用料及び賃借料	94,000	178,966	会場使用料・リース代等
		8 負担金	7,000	1,126	研修費
		9 報償費	1,000	0	
		10 福利厚生費	7,000	4,460	健康診断料等
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	
	【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】		0	0	

(様式第3号)

令和7年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

令和8年 3月27日

住 所 本庄市今井1251番地1

法人名 社会福祉法人 柏樹会

代表者名 理事長 浅見 旭

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	129,600 円	129,600 円	24 回開催
参加費用 (参加者負担)	19,200 円	16,000 円	160 名参加
計	148,800 円	145,600 円	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0 円	0 円	
需用費	60,800 円	58,350 円	レク用品、菓子飲み物、 燃料費・事務費
役務費	48,000 円	53,840 円	通信運搬費、ポスター リーフレット保険料
使用料及び賃貸料	40,000 円	33,410 円	通信機器等レンタル代
計	148,800 円	145,600 円	

令和7年度 児玉地域包括支援センター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,172,000	24,172,400	
	2 雑収入	1 受取利息配当金収入		15,403	
	2 雑収入	2 退職給付支出対応収入		161,440	退職給付支出額の一時入金
	2 雑収入	3 実習費収入		10,000	本庄児玉看護専門学校実習生の受入
	3 その他				
	収入計(A)		24,172,000	24,359,243	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,183,000	2,182,820	
		2 委託分	0	4,420	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,667,000	1,542,080	
		2 委託分	0	0	
	3 雑収入				
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料			
	収入計(B)		4,850,000	3,729,320	
	収入合計(A+B)		29,022,000	28,088,563	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	17,579,000	15,652,771	基本給
		2 職員手当等	4,450,000	4,755,552	賞与、職員諸手当、時間外手当、退職給付
		3 共済費	3,836,000	4,006,949	社会保険料、法定福利費
	2 管理費	1 報償費	0	23,188	謝礼金
		2 旅費	89,000	0	出張旅費
		3 需用費	1,024,000	665,033	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
		4 修繕費	178,000	352,419	車両等の修繕費
		5 役務費	660,000	622,091	通信運搬費、広告料、手数料
		6 委託料	739,000	681,639	施設管理・PCソフト保守などの委託料
		7 使用料及び賃借料	356,000	1,182,000	車両リース料、コピー機リース料、PCソフトリース料
		8 備品購入費	18,000	0	事務用品費
		9 負担金	48,000	105,335	研修費
		10 福利厚生費	45,000	41,586	健康診断料
	支出合計(C)		29,022,000	28,088,563	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	0
------------------------------	---

令和7年度 児玉地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収 入◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	7年度予算額	7年度決算額	備考
	1 人件費	1 本俸	2,339,000	2,233,049	基本給
		2 職員手当等	550,000	567,812	賞与、職員諸手当、時間外手当、退職給付
		3 共済費	474,000	495,240	社会保険料、法定福利費
	2 管理費	1 報償費	0	3,312	謝礼金
		2 旅費	11,000	0	出張旅費
		3 需用費	126,000	82,194	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
		4 修繕費	22,000	43,557	車両等の修繕費
		5 役務費	80,000	76,887	通信運搬費、広告料、手数料
		6 委託料	91,000	83,702	施設管理・PCソフト保守などの委託料
		7 使用料及び賃借料	44,000	146,089	車両リース料、コピー機リース料、PCソフトリース料
		8 備品購入費	2,000	0	事務用品費
		9 負担金	6,000	13,018	研修費
		10 福利厚生費	5,000	5,140	健康診断料
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	

収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】

0

(様式第3号)

令和7年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

令和8年3月31日

本庄市長 吉田 信解 様

住 所 本庄市児玉町児玉 734-1
法人名 社会福祉法人 児玉福祉会
代表者名 理事長 倉林 昭美

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	64,800	64,800	5,400 円×12 回
参加費用 (参加者負担)	23,700	23,700	100 円×237 名
計	88,500	88,500	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0	0	
需用費	81,780	81,782	
役務費	6,720	6,720	ボランティア行事用保険(560 円×12 回分)
使用料及び賃貸料	0	0	
計	88,500	88,502	

令和8年度 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会
事業計画書

1 基本方針

地域で暮らす高齢者が安心してその人らしい尊厳ある生活を送れるようにするため、地域の特性や実情を踏まえながら、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの深化・推進と共生社会の実現を目指します。そのため、地域の保健・医療・介護・福祉サービスなど様々な社会資源と連携し、多職種協働による地域支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を図りながら業務に取り組みます。

2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄西地域では高齢化率が高く、高齢者の単身世帯も多いため、ニーズへの迅速な対応と、お互いに見守りや支え合いができる地域づくりを目指すべく、特に次の項目について重点的に取り組みます。

(1) 総合相談支援事業

高齢者に関する様々な相談に応じ、三職種がそれぞれの専門性を発揮しながら、個別のかつ継続的に支援していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護等様々な関係機関と連携し、よりよい相談支援を目指します。また、複合的な課題を抱えた世帯については、それぞれに必要な支援につなげ、支援者全体を調整し、課題解決に向け、継続的な支援を行っていきます。

(2) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって住み慣れた地域で暮らしていくため、認知症への理解を広め、認知症の人や家族とともに生きていく共生社会を目指します。認知症サポーターの養成や活動の促進を支援し、子どもから大人まで広く認知症への理解を深めるとともに、認知症地域支援推進員（オレンジコーディネーター）を中心として、チームオレンジの活動支援や地域の支援機関等とのネットワークづくりをすすめます。

(3) 生活支援体制整備事業

第2層生活支援コーディネーターを中心に、西愛ネットワーク（第2層協議体）において取り組んできた支え合い活動の充実と拡大を目指します。また、ラジオ体操等の取り組みをきっかけとして地域の集いの場を増やし、高齢者が安心してより便利な生活が送れるよう地域情報の共有・発信に努めます。

3 業務推進の方針（全事業共通）

高齢者が自分らしい生活を実現するために最善の選択ができるよう、あらゆる可能

性を予測しながら自己決定への支援を行います。支援にあたっては、個人情報適切に管理し、公正・中立な立場で関係機関等と連携を図りながら対応します。また、地域包括支援センターの役割や機能を理解していただくため広報活動に努め、地域包括支援センター間の情報交換や連携も図りながら業務を推進します。

感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画について、職員間で共有し、研修等を行い、緊急時においても停滞なく業務が継続できるよう努めます。

4 事業計画

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援事業

ア. 実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談を通して、当事者の同意を得て訪問を行います。実態について記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見をします。

イ. 総合相談事業

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などについて、それぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

ウ. 地域ネットワーク構築業務

1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援を実施します。

3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会等に出席し関係者との連携を図ります。

②権利擁護事業

ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。また、高齢者虐待防止に関する情報を包括だより等に掲載し、地域や関係機関に周知します。

イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度等の活用を図ります。また、成年後見制度に関する情報を包括だより等に掲載し、地域や関係機関に周知します。

ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント事業

ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係

機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

イ. 介護支援専門員に対する支援

1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、同行訪問や指導助言等を行います。

4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

④介護予防ケアマネジメント事業（指定介護予防支援事業）

センターは、要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。また、関係者が効果的に情報共有を行うために ICT の利用を促進します。

⑥生活支援体制整備事業

ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを中心に、西愛ネットワーク（第2層協議体）メンバーと協働し、日常生活圏域のニーズや社会資源を把握し、生活支援サービスの活用や創出等、提供体制の整備を推進します。

イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡すること

ができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を共有し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

⑦認知症総合支援事業

ア. 認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの見直しや普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的な認知症個別相談会や認知症カフェの開催や、認知症家族会への支援など、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支え、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

また、認知症サポーターステップアップ講座やチームオレンジの活動支援、認知症 SOS 模擬訓練、認知症啓発イベント等に協力します。

ウ. 認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人への理解を深めます。

(2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

(3) その他

①一般介護予防事業

一見元気そうな高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高

高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

ア．介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

イ．はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が図れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修や介護者のリフレッシュにつながるような講座等を実施します。

令和8年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合相談・支援事業		相談には随時対応し、継続的な支援を行う。相談対応時間 月～金曜日8:30～17:15(土日祝日年末年始除く)※時間外は携帯電話で対応する。												
権利擁護事業	高齢者虐待	相談には随時対応し、虐待防止の啓発を行う(年1回程度、包括だより等に掲載)。												
	成年後見制度	相談には随時対応し、成年後見制度等の啓発を行う(年1回程度、包括だより等に掲載)。												
	消費者被害	相談には随時対応し、消費者被害防止の啓発を行う(年1回程度、包括だより等に掲載)。												
	包括的・継続的マネジメント事業	介護支援専門員からの個別相談には随時対応する。本庄ケアマネ会議を各包括と連携しながら開催する。(備数月第3木曜) 圏域の介護支援専門員等との連携を深めるため、西地域ケアサポート会議を行う。												
介護予防ケアマネジメント	圏域ネットワーク会議				第1回					第2回				
在宅医療・介護連携推進事業	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。													
生活支援体制整備事業	医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する研修、会議等への出席、相談支援を行う。													
認知症高齢者支援事業	第1層	本庄まるごと応援団全体会議及び分科会に出席する。分科会の目標に沿って、協議や活動を進める。												
	第2層	第1回協議体会議	第2回協議体会議	第3回協議体会議	第4回協議体会議									
	認知症初期集中支援事業	事業について周知を行い、対象ケースがあった場合には相談する。												
	認知症カフェ 認知症個別相談会	4/27(月)	5/25(月)	6/22(月)	7/27(月)	8/24(月)	9/28(月)	10/26(月)	11/16(月)	12/21(月)	1/25(月)	2/22(月)	3/15(月)	
		あったかほ一む下野堂が開催するあったかオレンジカフェ(年8回13:30～15:30)の運営に協力する。												
認知症サポーター養成講座	主催にて年1回開催。小中学校等から依頼があった時には随時対応する。													
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	一般向け(主催) 5/9(土)													
	地域ケア個別会議	毎月第3金曜日13:30～15:00 (7月は第4金曜日、1月は課題整理会議を予定。)												
		4/17(金)	5/15(金)	6/19(金)	7/24(金)	8/21(金)	9/18(金)	10/16(金)	11/20(金)	12/18(金)	1/15(金)	課題整理会議		
	関係機関との連携	民生委員定例会に必要時に出席する。												
	地域密着型サービス 運営推進会議	運営推進会議に出席する。または開催が中止の場合は、書面等で回答する。												
一般介護予防事業	地域への訪問等	リアン本庄・ゆうあい本庄・まごころ・しゃくがね荘・あったかほ一む下野堂・若泉公園デイサービス												
	介護予防教室	サロン・筋トレ教室に訪問し、地域の高齢者のニーズ把握や支援が必要な方の発見等を行う。												
	はここれ	出前講座の依頼があった時には随時対応する。												
介護者教室	介護者教室	筋トレリーダー研修等への参加協力・地域の筋トレ教室の立ち上げ支援、協力を行う。												
指定介護予防支援業務	介護者教室	年1回、介護者対象の講座を開催する。												
指定介護予防支援業務	予防給付に関するケアマネジメント業務	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。												

令和 8 年度 本庄東地域包括支援センター安誠園 事業計画書

1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。地域の特性を踏まえ、地域の課題の発見に努めるとともに、地域の保健、福祉、医療の専門職、ボランティア、地域民生委員など地域を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える問題の解決に取り組んでいきます。また、「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を基に、センター内では3職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等）によるチームアプローチで業務を進め、地域の社会資源との連携を図っていきます。

2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄東地域は、市街地域と郊外地域での人口や高齢者率、単身高齢者世帯の割合などに差がありますが、集いの場等の充実や認知症・移動手段等の課題は共通であります。それらを重点的に取り組んでいき、住民同士のつながり、支え合いができる地域を目指していきます。

（1）生活支援体制整備

地域ケア個別会議等で把握した課題を整理し、担当地区の現状やニーズ把握を行います。また、第2層協議体（希望とどけ隊）と協同で地域住民や関係機関への周知活動を行い、地域の新たな担い手の発掘を図るとともに地域住民の生活実体を捉え、第1層協議体他事業とも連携を図っていきます。現在実施している生活支援及び送迎支援は、必要な地区にも拡大できるよう多様な担い手との連携を図りながら体制を整え、地域住民が社会参加できる機会の創設にも取り組んでいきます。

（2）認知症高齢者支援

認知症の人やその家族の支援のため、家族会や認知症カフェの開催・認知症相談日を設けていきます。また、認知症の相談窓口を増やせるよう、地域密着型施設等に働きかけていきます。認知症に関する周知・予防啓発事業としてキャラバン・メイトの会と連携を図り子供や成人向けの認知症サポーター養成講座を開催します。さらに、ステップアップ講座でボランティアを養成し、活躍の場の支援をしていきます。また、本庄市で取り組む認知症施策について、地域住民の方に周知し、共生社会の実現に努めていきます。

（3）地域支援ネットワーク構築

東地域の特性を量的・質的側面から分析し、課題解決に必要となるネットワーク

を構築していきます。そのために、地域ケア会議や協議体・個別相談等から地域課題を把握し課題解決に向け、既存のネットワークを活かしながら介護支援専門員をはじめ、保健・医療・福祉サービスやボランティア団体、地縁組織などの多職種による地域支援ネットワーク構築を図れるよう体制づくりをしていきます。

3 業務推進の方針（全事業共通）

地域高齢者が自分らしい暮らしを実現するため、公正かつ中立な立場を保ち、個人情報も適切に取り扱い、関係法令を遵守しながら、相談者が相談しやすい環境を作るとともに、最善の選択ができるよう、より幅広い知識を積極的に学び、専門的なアプローチによる支援をしていきます。また、関係機関との連携を図るとともに会議やサロン等に参加し、地域包括支援センターを理解していただくため、積極的に広報活動に努めます。

4 事業計画

（1）包括的支援事業

①総合相談支援事業

ア．実態把握

担当地域に暮らす高齢者についての相談に応じ、訪問等を行い、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。また、サロン等の集まりの場に訪問することや日常の業務の中で隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話や訪問等を行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

イ．総合相談

高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

ウ．地域ネットワーク構築業務

1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に必要な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に協力します。

2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めと

する適切な支援に繋がります。

3) 地域住民への啓発活動

センターの役割や機能の理解や、介護保険制度等の理解のため、地域のサロン等に参加し啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、包括だよりを発行配布、各種会議、集会等に参加し啓発活動を行います。

4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待等の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会等に出席し関係者等との連携を図ります。

②権利擁護事業

ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、住民をはじめ民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及啓発活動を行います。

イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。また、定期的に虐待防止検討委員会の開催や研修を行い地域で虐待防止に努めます。

オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア．包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主任介護支援専門員と連携を取り地域の介護サービスの見える化や関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

イ．介護支援専門員に対する支援

1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行い、必要時地域ケア個別会議での検討もしていきます。

4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

④介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時や担当者会議等に立ち会うよう努め、助言等をしていきます。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるよう入退院支援を中心に体制づくりを推進します。ACPについても研修等に参加し、地域住民へ周知を図るため講座の開催や情報提供に努めます。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

⑥生活支援体制整備事業

ア．生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取り組み

日常生活圏域（第2層）の協議体と共に、地域課題やニーズ把握を行います。
また、協議体活動を地域住民や関係機関に周知を図り小学校区単位の住民とのつながりを強化すると共に、住民主体の生活支援等サービスを提供する団体も支援していきます。地域住民が介護予防に関心を持ち取り組んでいただけるよう資源を整備していきます。

イ．ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供できるよう支援をします。必要時には、センターなどの必要な機関に連絡するなどの対応ができるよう、普段から連携や顔の見える関係を作っていきます。

ウ．地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

⑦認知症総合支援事業

ア．認知症初期集中支援事業

医療・福祉の専門職と認知症サポート医からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、支援の初期段階や適切な医療・介護サービスに結びついていない認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの普及を図り、また定期的なケアパスの見直しも行っていきます。認知症の人とその家族を支援するために定期的に家族会や認知症個別相談会、認知症カフェを開催していきます。今後も共生社会の実現のため認知症の人、一人一人を尊重しながら、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。また、認知症高齢者やその家族ができる限り地域の中で生活を継続できるよう、チームオレンジの体制を整備し、認知症の人やその家族と地域の資源を繋げられるような支援体制を構築します。今後も認知症に関する普及・啓発イベントの企画・提案に協力し、キャラバン・メイトやチームオレンジと協働します。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識の向上に努め、認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症地域支援・ケア向上検討会議で地域の認知症高齢者への支援について検討していきます。

ウ．認知症サポーター養成講座

キャラバン・メイトの方々と連携し、認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を計画実施し、幼児・小中学生や地域住民等が認知症の人への理解を深められるよう支援をします。様々な人が講座を受けられるよう、企業等にも働きかけながら開催日時の柔軟な対応に努めます。また、認知症サポーターになられた方の活躍の場として、チームオレンジが発展するよう支援していきます。地域において自治会等を中心にＳＯＳ模擬訓練を通して、より良い接し方を学べるよう開催を提案していきます。

(2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

(3) その他

①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、あらゆる感染拡大の影響で閉じこもりがちにならないよう普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

ア．介護予防教室

地域で実施する筋力アップ教室やいきいき教室・あたまとからだの健康教室・介護予防出前講座等の介護予防事業に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

イ．はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活するための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としての

フォローアップ研修会やサポーター養成講座へも参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

②介護者教室

介護に関する研修教室を開催します、在宅介護を行っている方等を支援していきます。

令和8年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業		年間を通し、電話や訪問等により相談を受け、必要に応じて継続的に支援していく。また、相談窓口としての周知をしていく。											
権利擁護事業	高齢者虐待	通報・相談に応じ、迅速に対応する。市と連携・協議しながら対応を検討していく。また、虐待防止委員会を定期的に開催し虐待防止に努めていく。											
	成年後見制度	相談には随時対応する。また、相談の中で、必要に応じて制度の説明や、対応できる機関につなぐ。											
	消費者被害	年間を通じ、相談があった際には対応し、訪問や教室開催の際など、啓発をしていく。											
包括的・継続的マネジメント事業		本庄市ケアマネジャー連絡会研修等の参加。その他年間を通し、各ケアマネからの相談に応じる。ほんじょうネットの周知。											
介護予防ケアマネジメント		4包括持ち回り で、偶数月に研 修などを開催。	奇数月に「圏域で の交流会などを3 回開催。	7/16 圏域					11/19 圏域			2/19 ケアマネ会議	3/18 圏域
在宅医療・介護連携推進事業		自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービスの活用だけではなくインフォーマルサービスの活用も推進する。また委託する場合は担当者会議等立ち会っていく。											
生活支援体制整備事業		介護支援専門員や家族・本人等からの相談に応じ、在宅医療連携拠点や在宅歯科医療推進窓口地域拠点へ繋げていく。各会議や研修に参加し、医療と介護の連携に努める。その他、地域資源を把握し、共有する。											
認知症高齢者支援事業		第一層への参加と、自治会や老人会など地域住民と連携。第2層生活支援コーディネーター、第2層生活支援体制整備協議体「希望とどけ隊」と会議を開催し、地域課題の把握、互いに助けあえる地域づくりの構築を支援していく。											
	認知症初期集中支援事業	対象と思われるケースに対し、支援を要請。チームに参加する。											
	認知症カフェ（個別相談会）	4/30	5/28	6/25	7/30	8/27	9/24	10/29	11/26	12/24	1/28	2/25	3/25
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	認知症サポーター養成講座	4/1		6/3		8/5		10/7		12/2		2/3	
	地域ケア個別会議	4/3	5/1	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	11/6	12/4	課題整理会議 1/22		
	関係機関との連携	毎月、市と各包括との連絡会議に参加。その他、行政機関・サービス事業所・医療機関等との関係づくりを行う。											
一般介護予防事業	地域密着型サービス運営推進会議		やまぶき・元気 村・愛の家		やまぶき・元気 村・愛の家	ファミリーエイド・ア イル・スベースゆ う・メーブル・のん びり森・ゆたか	やまぶき・元気 村・愛の家		やまぶき・元気 村・愛の家		やまぶき・元気 村・愛の家	ファミリーエイド・ア イル・スベースゆ う・メーブル・のん びり森・ゆたか	やまぶき・元気 村・愛の家
	地域への訪問等	包括だよりの配布や必要に応じて、サロンや自治会等の集まりに参加する。											
	介護予防教室	出前講座等に参加し、その他必要に応じ、教室を開催していく。											
介護者教室	はにとれ	筋トレリーダー研修や、サポーター養成講座への参加・立ち上げ支援等を行う。また、担当地区の教室の出前講座などの支援を行う。											
指定介護予防支援業務						7/16						2月中開催予定	
指定介護予防支援業務		要支援者及び事業対象者が自立した生活に向け適切なサービスを受けられるよう、アセスメントに基づいた計画を作成し、評価・モニタリングを行う。											

I 基本方針

- 1、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの中核的役割を担い、『医療・介護・予防・住まい・生活支援』が切れ目なく提供されるように尽力し、高齢者の一人ひとりが心身の健康を保持し生活を安定させ、生きがいを持ち続けた生活が出来るように支援をします。

ア 相談者へは懇切丁寧に対応を心がけ、電話及び訪問による実態把握を基本とし、課題を明確にした上で、必要である支援や制度、また関係機関に繋げるように努めます。

イ 地域関係者と連携を図り、多様な社会資源なども活用しながら、地域の住民が一体的な支援が受けられるよう推進していきます。

ウ 介護予防の意識向上のため、様々な地域住民活動等への参加を推進し、市民啓発に取り組みながら、誰もが参加の機会を得られる社会づくりを目指します。

エ 単身及び高齢者世帯が増加する中、認知症または精神上の理由により日常生活上の判断が困難になっても、人権や財産等の権利が守られるよう努めます。

オ 第1層構成員・2層生活支援コーディネーターは地域住民や関係機関、行政などと連携し、必要な日常生活体制整備の推進を図り、誰もが参加の機会を得られる社会や支え合う地域共生社会の実現を推進します。

- 2、地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄南地域は、市内の中でも高齢者人口が多い地域であるが、総合相談業務の体制の充実を図り、医療・介護・保健および関係者との連携体制の構築を強化し、介護予防ケアマネジメント支援を円滑に実施し「自立支援・重症化防止」の取り組みに向けて、地域の多様な資源の活用を支援していきます。

また、「地域ケア課題整理会議」にて優先して解決すべき課題に対しては、「地域ケア個別会議」の参加者や各種専門職、アドバイザーからの助言をもとに課題解決に向けた取り組みを行います。

ア 認知症高齢者及び介護をする御家族が安心して生活するための取り組みとして、認知症の方と家族、地域住民が集う認知症カフェへの参加を促していきます。認知症の方を介護する家族が集う場所である「認知症家族の会 本庄」の周知に努めます。

イ 地域で生活する高齢者や地域住民が支え合う場として、地域サロンや自治会、住民の集まり等の場に参加し、個々の抱えるニーズの発見や地域課題の把握、発掘に取り組みます。

ウ サロンやはにトレ教室のような集いの場の立ち上げについて、総合相談やケアマネジャー等と連携を図ることで、通いの場が少ない地域を把握し第2層協議体と共有をします。

3、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

地域の繋がりを大切にして、共に見守り支え合いながら安心して暮らしていくために、医療・介護等の専門職及び民生委員や自治会等の地域関係者から構成される「地域ケア個別会議」を定期的を開催します。また、民生委員の定例会や医療、介護等の多職種が集まる研修会や各関係機関が開催する会議に積極的に参加する等、あらゆる機会を通してこれらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するための連携に努めます。

4、介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)

要支援者等に対して、介護保険制度の理念に基づき、適切なアセスメントを行い自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定します。「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチした介護予防の取り組みや様々な地域資源の活用を促すことで自助努力を最大限に活かした生活が送れるよう支援を行います。また、近年の社会情勢なども加味し、災害時や非常時を想定したセルフマネジメントを含む、支援体制の構築や啓発活動に努めます。

5、介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の方針

地域の介護支援専門員からの個別相談を受け、ケアマネジメント業務の相談に応じ、困難事例について、具体的な支援方針を検討し、相談者の合意をもとに一定期間程度の期間を定め指導助言等を行いつつ、相談業務の質が高まるよう環境を整備します。

また、包括的かつ、継続的な支援が行えるよう、圏域でのネットワーク会議を定期的で開催し多職種連携を推進することや地域密着型サービス運営推進会議への参加など、地域の実情把握及び各関係機関との顔の見える関係を作ります。

6、地域ケア会議の運営方針

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職や民生委員、その他関係者等で構成される「地域ケア個別会議」を開催し、介護支援専門員の事例検討を通じて地域の課題を把握し、ほんじょうネットを活用して会議内容やモニタリングを可視化し共有を図ることで、自立支援・重症化予防のマネジメント力の向上に取り組みます。

また、「地域ケア個別会議」で把握された地域課題を整理し、生活支援体制事業の協議体と連携を取りながら地域づくり資源開発を政策立案に向けた提言を行います。

7、市との連携方針

市との連携を意識し、報告・連絡・相談し情報の共有に努め、定期的な連絡会にも参加しセンター間においても共通の理解を深めます。また、休日及び時間外においても市と連絡が取れる体制とします。

8、公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介した際にはその経過を記録します。また、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託する際には、偏ることが無いように努めます。

9、その他、地域の事情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

市の方針に添い、方針とするようにいたします。

II 業務推進の方針

1、共通事項

(1)事業計画の算定

地域の課題やニーズを把握し、南地域の実情に応じた課題や目標を設定し、特色のある事業計画を作成します。感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画を定め職員間で共有、研修及び訓練により平時から円滑に実行できるように努めます。引き続き包括支援業務を市内4カ所の地域包括支援センターが連携を図り、感染予防対策やオンライン等も活用して持続可能な業務として実施して参ります。また自己評価を実施し質の向上を図り、評価結果や課題を共有し対処を検討することで効果的な事業運営の継続に努めます。

(2)職員の姿勢

地域で暮らす高齢者が‘住み慣れた環境で自分らしい生活を継続する為の支援’であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために、職員全員が連携及び協力して業務を遂行するように努めます。

(3)地域との連携

地域ケア個別会議・課題整理会等の開催や協議体や民生委員の定例会、住民主体のサロン等に積極的に参加し顔の見える関係構築を図り高齢者を支援することに努めます。また「地域ケア個別会議」等で把握した地域課題を地域で共有する機会を設けるように努めます。

(4) 地域包括支援センター間の連携

定期的な連絡会議に参加し情報の共有・交換を行い連携を深め、業務の標準化やスキルアップに努めます。また、共通する課題に対して共に検討し、解決することに努めます。

(5) 個人情報の保護

関係法令を遵守し、情報管理マニュアルを作成して、個人情報や業務に関する機密の保持に万全を尽くし、個人情報の取り扱いに関する研修を年に一度は全職員が実施し啓発・教育することに努めます。

(6) 広報活動

地域包括支援センターの役割や機能の他、事業や講座等を周知するため、包括便りを年に4回作成し、様々な場所へ配布し、地域住民及び関係者へ広報するように努めます。

(7) 住民意見・苦情への対応

高齢者やその家族等の総合相談に対する相談窓口として臨機応変な対応に努め、要望や意見に対しても真摯に対応するよう努めます。

2、個別事業の実施計画

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

高齢者や介護する家族の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等に繋ぎ継続的に支援します。必要時には独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行い、相談内容によっては三職種がチームとして予測される課題・対応方針を、それぞれの専門性を活かした視点から検討をします。また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図るよう努めます。

② 権利擁護事業

高齢者虐待防止の指針を整備し、対策委員会や担当者の設置、研修会の開催をする等早期発見・早期対応の実現や介護サービス等の適切な利用促進等の実現に向けて、民生委員や住民・関係機関に対し、高齢者虐待防止に努めます。

また、高齢者虐待への対応 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等

に関する法律」に基づき、速やかに状況を把握し適切な対応を行い、判断能力が低下した高齢者を保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、行政担当課との連携を図ります。

また、認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理や法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を推進します。また、高齢者を狙った消費者被害情報の把握を行い、適切な対応により警察と連携しながら被害の未然防止に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメントの構築のため、地域の介護支援専門員がその役割を果たし、質の高いケアマネジメントが実現できるよう、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用し地域の連携・協力体制の整備に努めます。また、介護支援専門員に対する支援として、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、相談を受けた際には、専門職の視点を踏まえた個別指導を行います。

また、「地域ケア個別会議」の開催、研修会の実施、ネットワーク会議を実施し、介護支援専門員の資質向上を図り、地域における主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が日常的に円滑な業務が実施できるよう努めます。

④ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定します。また介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握します。地域の中で生きがいや役割を持ち生活できるよう多様な選択肢を尊重し支援をするように努めます。また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には公平中立性確認し、初回の訪問や担当者会議に立ち会い、適切に連携するように努めます。

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が疾病や障害を抱えても、住み慣れた場所で自身の望む選択ができるように地域の在宅医療と介護サービスの連携、提供ができるよう支援します。

地域医療や介護の資源の把握、多職種との情報共有を密に行い、顔の見える体制づくりに努め、効果的な情報共有の為、ICT・MCSも積極的に活用します。また、高齢者が自分らしい最期を迎えるためACPの理解や普及啓発を市との連携も強化しながら事業を推進します。

⑥ 生活支援体制整備事業

当センターは、第1層協議体構成員1名（市全域）、第2層（日常生活圏域）生活コーディネーターを配置し、地域住民や各種団体等（本庄市・社会福祉協議会・社会福祉法人・ボランティア団体・NPO法人、・商工会、・民生委員・その他民間事業者）等の多様な事業主体と連携をし、慣れ親しんだ地域で生活を送るための多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図れる体制づくりを目指します。また、適時、地域住民のニーズの把握や発掘、情報収集し、本庄市

及び第1.2層協議体等と連携・協働しながら新たな生活支援サービスの創設や環境整備に努めていきます。なお、日頃からほんじょうネットも活用することで、関係者間での共有につなげ、地域住民への周知及び地域活動への参加促進を推進します。

ア 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取り組み

当センターの生活支援コーディネーターは、今までに把握している住民活動はもとより、生活支援の担い手となる多様な関係機関や生活支援サポーターなどと協働し、新たな生活支援等サービスの創出や発掘に取り組みます。

イ ボランティア等の支援の担い手に対する支援

当センターでは、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援を提供できるよう、介護保険制度や高齢者の特徴など、地域の実情に応じた研修が実施できるよう協力していきます。

ウ 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

当センターでは、地域ケア個別会議等で把握した個々のケース課題及びニーズについて、地域ケア課題整理会議等を通じた結果などを踏まえ、生活支援コーディネーターや認知症支援推進員などとも共有し、地域に必要な資源を発掘するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを認知症施策と一体的に推進していきます。

⑦ 認知症総合支援事業

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴い、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって地域で暮らし続けることが出来るように、認知症地域支援推進員を配置します。医療機関や介護サービス、地域支援機関とのネットワーク形成や支援体制の構築を図り、認知症の人に対してのケアの向上を図るよう努めます。

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応を行い地域での継続した支援につなげるよう努めます。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

推進員を中心に、あらゆる世代の認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図り、認知症ケアパスの見直しと普及啓発、認知症の人、及び家族の視点を重視した支援体制の構築を推進します。また、月に2回の認知症オレンジカフェを開催し交流の場を設け、認知症の相談を受ける窓口を構築しながら、地域の実情やニーズに応じて、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、知識を常に更新し、各事業の連携や地域の支援体制の構築とともに、地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図る取り組みを推進します。

ウ 認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

認知症に関する正しい理解を深めるための普及啓発を行い、キャラバンメイトとの連携のもと、認知症サポーター養成講座の積極的な企画、提案に努めます。

また、認知症地域推進員がオレンジコーディネーターを兼務し、認知症の方や家族の悩み、生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを支援し地域の体制づくりに努めます。

（２）多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議・研修等に積極的に参加する等、様々な機会を捉え多職種との顔の見える関係づくりやネットワークの構築に努めます。

（３）その他

① 一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、様々な情報を把握する手段を確保します。その上で、支援が必要な高齢者を必要なサービスにつなげるとともに、高齢者が積極的にセルフケアの取り組みが実施できるように働きかけます。また、啓発活動を通じて、地域からの情報を得るため、顔の見える関係性の構築に努めます。また、高齢者が地域住民主体の通いの場に参加することで、自身の介護予防につながることから、より一層充実し地域に根付いた運営が持続できるよう生活支援コーディネーターを中心にサポートします。

ア 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、介護予防の意識向上、顔の見える関係を築きます。

イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活するための居場所を作るために、民生委員・自治会・老人クラブ・社会福祉協議会等と連携し、教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターに対しフォローアップ研修会への参加を推進し円滑な連携や活動機会の創出など地域と顔の見える関係を築きます。

② 介護者教室

在宅介護を行っている方等心身の健康や介護技術の向上を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

令和8年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談 支援事業	総合相談窓口	高齢者やその家族、地域住民からの電話及び訪問等による相談対応。必要な情報の提供や助言、関係機関との連携による支援を行う。											
権利擁護事業	高齢者虐待	高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、行政と連携して事実確認や支援を迅速に対応をする。また虐待防止と再発防止のため虐待防止委員会を定期的に開催していく。											
	成年後見制度	判断能力が低下した高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する相談や情報提供を行う。必要に応じて専門機関との連携を図る。											
	消費者被害	悪徳商法や特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、情報提供や啓発活動を行う。											
	生活圏域ネットワーク会議 包括的・継続的ケアマネジメント事業	年間4回程度実施予定。各事業所との情報の共有、研修会を行う。 本庄市ケアマネジャー連絡会研修会への参加。必要時、介護支援専門員への助言や支援を行う。また医療・介護・福祉等の関係機関との連携を促進する。											
指定介護予防支援事業	予防給付に関するケアマネジメント業務	自立支援及び重度化防止の視点から生活を維持できるよう、心身の状態や生活課題を把握し地域資源を活用したマネジメントの実施していく。											
在宅医療・介護連携推進事業	本庄市児玉郡在宅医療推進	医療、介護の連携を推進するため、医療機関や介護事業所と連絡調整や情報共有を行う。在宅医療拠点、在宅歯科医療推進窓口拠点へ繋げていく。また、会議、研修会への参加。MCSの普及啓発。											
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	第1層協議体への参加。第2層SC、第2層生活支援支援体制整備協議体との会議を2カ月毎（6月・8月・10月・12月・2月）に話し合いを予定。											
認知症高齢者支援事業	認知症初期集中支援事業	対象となるケースについて、支援を要請し情報収集等を行う。初期集中支援検討委員会（3回/年）、研修会への参加や周知活動を行う。											
	オレンジカフェ（個別相談会）	オレンジカフェ本庄南：MEGADON・キボーンテUNY本庄店、毎月第2月曜日開催予定。北泉公民館、毎月第4水曜日開催予定 13日・22日 11日・27日 8日・24日 13日・22日 10日・26日 14日・24日 19日・28日 9日・25日 14日・23日 18日・27日 8日・24日											
	認知症サポーター養成講座	園域内の小学4年生、中学1年生を対象に講座を実施。またサロンや自治会での講座を適宜養成講座を実施。											
	地域ケア個別・課題整理会議	28日	26日	23日	28日	25日	29日	27日	24日	22日			
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	関係機関との連携	地区民生委員・児童委員協議会定例会議参加し連携を図る。（第一民協・第二民協・北泉民協）											
	密着型サービス運営推進	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社・ゲンキノクスト	エバーグリーン	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社	定期巡回・随時対応	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社	エバーグリーン	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社	定期巡回・随時対応	トマト村・五感の里・紙ふうせん・四季咲きの社		
	地域への訪問等	担当地区のサロン等へ参加。包括だよりを年4回発行し配布											
	一般介護予防事業	介護予防教室	介護予防出席講座への参加										
介護者教室	はにとれ	筋力トレーニング教室の推進及びリーダーフォローアップ研修会											
	介護者教室	年1～2回の開催予定											
	その他	地域包括支援センター連絡会議（第3週の火曜日）											

令和 8 年度 児玉地域包括支援センター事業計画書

1 基本方針

- ・児玉地域の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、保健・福祉・医療・介護・自治会・民生委員・ボランティア等と連携を図ることで、高齢者の実態や地域の課題を把握し、地域で暮らす高齢者の心身の健康保持、生活の安定、生きがいつくり及び介護予防のために必要な相談・援助を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進と共生社会の実現に努めます。

2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・児玉地域は、児玉駅を中心とする市街地とその周辺に広がる郊外地、地域の南部に位置する山間地からなり、山間地では特に過疎化が進んでおり、児玉地域全体としての高齢化率や単身高齢者も多くなっているため、保健・福祉・医療等と連携を図り地域住民の主体性を尊重しながら、児玉地域が暮らしやすい地域となるよう努めます。
- ・各サロンへの訪問機会を増やし、地域包括支援センターの役割やセルフケアの重要性などを周知し顔の見える関係づくりを行うことで気軽に相談できる関係の構築に努めます。
- ・地域活動へ参加することでお互いを気にかけることができるため、ラジオ体操など事業の継続や新たな開催拠点の開発など、お互いのことを少しでも気にかけてもらえる地域が増えるよう努めます。また、事業が継続できるよう新たな担い手の発掘に努め地域住民が主体的に介護予防や健康づくりに参加していただけるよう努めます。
- ・認知症になっても住み慣れた地域自宅で生活を送ることができるよう、地域住民等新しい認知症観を理解してもらい共生社会が実現できるよう認知症サポーター養成講座や認知症講演会などを開催し多くの方に認知症に対し正しく理解していただけるよう努めます。
- ・判断能力の低下などにより本人の権利が侵害されない様、権利擁護に関する制度や健康なうちに備えておくことの大切さを周知していくよう努めます。
- ・健康意識を高めていただくため専門職による講座の開催や特定健診の受診などを促すことで、自分の体を自分で管理することや病気の早期発見が重要であることを理解していただけるよう努めます。
- ・通院や買い物などの移動手段として、はにぼん号の活用や近所での乗り合い、住民主体の移動支援など地域住民の支え合いで解決できる方法があることを周知し移動手段の拡大を図ることができるよう努めます。

3 業務推進の方針（全事業共通）

- ・地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしく生活を送るため、地域の方と顔の見える関係の構築や地域の方や各種機関と連携、広報活動を行い、高齢者になっても安心して生活していくことができる地域となるよう努めます。また、感染症発生時及び自然災害発生時に支援を継続することができるよう業務継続計画を策定し切れ目のない支援体制構築に努めます。
- ・各専門職としてのスキルや地域包括職員としての資質向上を図ると共に自己評価を行いセンターとしての質の向上を図り、高齢者の自己決定の尊重、公正・中立を旨とした高齢者支援に努めます。

4 事業計画

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

ア. 実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握に努めます。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談を通して、当事者の同意を得て訪問を行います。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

イ. 総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応に努めます。

ウ. 地域ネットワーク構築業務

1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に努めます。

2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援を実施します。

3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実に努めます。

5) 関係者会議等への出席による連携

旧児玉域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会に出席し関係者等との連携を図ります。

②権利擁護業務

ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。また、虐待に対する取り扱う内容が相互に関係の深い児玉町内の居宅介護支援事業所と「虐待防止検討委員会」を一体的に設置することで共通認識のもと連携を図り虐待防止に努めます。

イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制の整備に努めます。

イ．介護支援専門員に対する支援

1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

2) 環境整備

主任介護支援専門員と協働し地域課題に対しどのように対応していくのかを検討していきます。

3) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

5) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員と相互に情報共有、連携を図るため会議を開催しネットワークを活用します。

④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、委託する介護予防ケアマネジメントには、できる限り初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるよう入院調整ルールを活用を図るとともに、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

地域住民等に対し人生会議（ACP）の大切さを理解していただける様、講演会の開催などにより、人生会議（ACP）の周知を推進します。

⑥生活支援体制整備事業

ア．生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを選任し、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。

また、今までに把握している住民活動はもとより、新たなサービスの担い手となる多様な機関や関係機関と協働し、生活支援等サービスの創出や充実に取り組みます。

イ．ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

ウ．地域ケア個別会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

⑦認知症総合支援事業

ア．認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るため、グループホーム情報交換会やキャラバン・メイトの会の開催や認知症ケアパスの作成（見直し）、普及・啓発イベントの開催、認知症の人とその家族を支援する支援体制の構築を推進します。定期的に認知症個別相談会や認知症カフェ、認知症家族の会を開催し、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

ウ．認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、認知症の人への理解を深めます。

エ．オレンジカフェ

認知症の方やその家族が地域の人や専門職等と情報共有し、お互いに理解し合い、認知症の人の介護者負担軽減や認知症についての正しい知識の普及、地域のつながりを深めます。

オ．チームオレンジ

認知症の方やその家族、支援者が支援する人、される人という関係を超えて社会参加できる体制構築に努めます。

（２）多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

（３）その他

①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を築きます。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

ア 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活するための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

ウ ウエルカフェこだま

専門職や地域の特技を持った方を講師に招き、健康増進や介護予防に関する講座や一緒に楽しめる講座を開催し学びと地域交流の場を作ることで顔の見える関係を築きます。

エ ラジオ体操

外に出る、人と会う、多世代での交流きっかけをすることで、健康増進・介護予防を図りながら顔の見える関係を築きます。

オ ほっと広場ふれあい遊び

認定こども園と協働で幼児やその両親と地域住民の関りを持つことで子育ての悩みを聞いたり、経験談を語るなど多世代の交流機会や地域での活躍の場となるよう努めています。

カ みんなの会議室

認知機能低下予防効果があるといわれている、麻雀をとおして新たな地域交流機会の場を作り、認知症予防を図りながら、顔の見える関係を築きます。

②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

令和8年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業	相談受付、随時対応、随時訪問。 地域包括支援センター等の周知。チラシの作成や配布。地域のサロン等に出かけ、顔の見える関係づくりの構築。												
権利擁護事業	高齢者虐待	通報後、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携を図り早期解決を目指す。 虐待防止委員会(7月15日・2月17日13:30～児玉デイサービスセンター)											
	成年後見制度	事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。制度に対する周知や理解を求める。											
	消費者被害	事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。消費者被害のチラシ等を配布。											
包括的・継続的 マネジメント事業		本庄地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(2ヶ月1回第3木曜日：本庄市内10:30～) 児玉地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(6ヶ月1回第3水曜日：児玉デイ13:30～) 本庄地域の主任介護支援専門員と協働し本庄地域の介護支援専門員等の環境整備方法の検討。											
介護予防ケア マネジメント		相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化予防に向け、スムーズなサービス移行に努める)											
在宅医療・介護 連携推進事業		ICTの活用等により、在宅生活継続のための支援を行っていく。在宅医療・介護連携推進協議会への出席。多職種連携を考える会への参加。ACP周知のため講演会等の開催。											
生活支援体制 整備事業		本庄市生活支援体制整備協議体(本庄まるごと応援団)参加。第2層生活支援コーディネーター、第2層生活支援体制整備協議体「ささえ愛チーム」こだま」定期開催。地域課題の把握、社会資源の開発、支え合いの仕組みづくりに努める。											
認知症高齢者 支援事業	認知症初期集中 支援事業	認知症初期集中支援事業の周知。認知症初期集中支援チームへ参加。行政等と連携し認知症への理解、啓発に努める。相談内容により随時、関係機関等と連携を図り、認知症になっても暮らしやすい街づくりに努める。											
	認知症カフェ (個別相談会)	1日	6日	3日	1日	5日	2日	7日	4日	2日	6日	3日	3日
	認知症サポーター 養成講座	児玉地域の小、中学校、地域住民、企業や団体に向けた認知症サポーター養成講座の開催											
多職種連携による 地域支援ネット ワークの構築	地域ケア個別会議・ 課題整理会議	8日	13日	10日	8日	12日	9日	14日	11日	9日	20日		
	関係機関との連携	民生委員の定例会への出席。児玉地域の介護サービス事業所との交流会、研修会等の実施、多職種連携を考える会への参加											
	地域密着型サービス 運営推進会議	特養千鳥の丘(年6回)・グループホーム四季の丘(年6回)・ケアハウスグリーンビーズ(年6回) むさしのデイサービス(年2回)・GENKI NEXT本庄児玉(年2回)・デイサービス緑(年2回)・デイサービスしんせい(年2回)											
一般介護予防事業	地域への訪問等	各サロン活動の場へ随時訪問。											
	介護予防教室	筋力アップ教室(毎週木曜10:00～12:00 セルディ・エコーピア) いきいき教室・あたまとからだの健康教室の周知、介護予防出前講座への協力 ウエルカフェこだま(毎月第3第4金曜10:00～12:00 ウエルシア薬局本庄児玉南店) ラジオ体操(4.5.6.9.10.11.3月毎週土曜9:00～ ウエルシア薬局本庄児玉南店) みんなの会議室(毎月第1.2金曜10:00～12:00 児童養護施設桑梓) ウォーキング教室(4月・11月)											
		はにとれ未実施地区の民生委員等と協力し、筋トレ教室立ち上げ支援・既存の教室については継続支援を行っていく。											
介護者教室	介護者教室	10月ごろの開催を予定											
指定介護予防 支援業務	予防給付に関するケア マネジメント業務	相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化防止に向け、スムーズなサービス移行に努める)											

令和8年度 本庄西地域包括支援センター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	26,765,000	24,749,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		800,000	400,000	
	収入計(A)		27,565,000	25,149,000	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,007,000	1,989,000	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,007,000	1,989,000	
		2 委託分	0	0	
		3 本庄市収入	49,000	48,000	
	3 雑収入			0	
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料	4,000	6,000	
	収入計(B)		4,067,000	4,032,000	
	収入合計(A+B)		31,632,000	29,181,000	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	15,948,000	15,197,000	
		2 職員手当等	8,401,000	7,335,000	
		3 共済費	5,498,000	5,263,000	
	2 管理費	1 報償費	15,000	15,000	
		2 旅費	13,000	15,000	
		3 需用費	397,000	360,000	
		4 修繕費	0	0	
		5 役務費	333,000	349,000	
		6 委託料	87,000	22,000	
		7 使用料及び賃借料	1,468,000	1,429,000	
		8 備品購入費	0	30,000	
		9 負担金	40,000	60,000	
		10 福利厚生費	80,000	81,000	
	支出合計(C)		32,280,000	30,156,000	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	-648,000
------------------------------	----------

令和8年度 本庄西地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収 入◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	2,083,000	2,008,000	
		2 職員手当等	850,000	815,000	
		3 共済費	482,000	583,000	
	2 管理費	1 報償費	5,000	5,000	
		2 旅費	5,000	3,000	
		3 需用費	175,000	138,000	
		4 修繕費	0	0	
		5 役務費	50,000	38,000	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	80,000	120,000	
		8 備品購入費	0	20,000	
		9 負担金	10,000	10,000	
		10 福利厚生費	10,000	10,000	
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	

収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】

0

令和8年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和 8年4月1日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市銀座1-1-1

法人名 社会福祉法人

本庄市社会福祉協議会

代表名 会長 吉田 信解

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	64,800円	はにぼん 5,400円×12回(市より)
利用者負担	30,000円	はにぼん 100円×300人
計	94,800円	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金	3,000円	外部講師(3,000円×1人)
需用費	87,900円	制作材料費・事務用品・茶菓 他
役務費	3,900円	行事用保険 はにぼん 13円×25人×12回
使用料及び賃貸料	0円	
計	94,800円	

令和8年度 本庄東地域包括支援センター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	27,370,000	24,852,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		30,000	14,000	
	収入計(A)		27,400,000	24,866,000	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,170,000	1,960,000	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,400,000	1,765,000	
		2 委託分	0	0	
	3 雑収入		0	0	
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料	0	0	
	収入計(B)		3,570,000	3,725,000	
	収入合計(A+B)		30,970,000	28,591,000	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	14,377,000	13,340,000	
		2 職員手当等	7,370,000	7,280,000	
		3 共済費	3,100,000	2,830,000	
	2 管理費	1 報償費	0	0	
		2 旅費	7,000	15,000	
		3 需用費	2,575,000	2,800,000	
		4 修繕費	26,000	0	
		5 役務費	1,607,000	900,000	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	1,691,000	1,191,000	
		8 備品購入費	0	0	
		9 負担金	36,000	35,000	
		10 福利厚生費	181,000	200,000	
	支出合計(C)		30,970,000	28,591,000	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	0
------------------------------	---

令和8年度 本庄東地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収入◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		0	0	
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支出◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	1,740,000	1,705,000	
		2 職員手当等	891,000	935,000	
		3 共済費	375,000	375,000	
	2 管理費	1 報償費	0	0	
		2 旅費	1,000	5,000	
		3 需用費	312,000	407,000	
		4 修繕費	4,000	0	
		5 役務費	195,000	120,000	
		6 委託料	0	0	
		7 使用料及び賃借料	205,000	168,000	
		8 備品購入費	0	0	
		9 負担金	5,000	5,000	
		10 福利厚生費	22,000	30,000	
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	

収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】	0
----------------------------	---

令和8年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和8年4月1日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 埼玉県桶川市若宮一丁目5番2号

法人名 社会福祉法人 安誠福祉会

代表名 理事長 今井 俊行

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	97,200	5,400円× 12回(本庄東) 5,400円× 6回(ふじた)
利用者負担	26,000	100円×260人
計	123,200	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金	0	
需用費	108,080	絵の具等のレク用品、ボードゲーム、コピー用紙、 OA機器、ガソリン代等
役務費	15,120	保険料
使用料及び賃貸料	0	
計	123,200	

令和8年度 本庄南地域包括支援センター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1. 包括支援センター運営事業				
項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	27,218,800	24,716,000	
2 雑収入				
3 その他				
収入計(A)		27,218,800	24,716,000	
2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,938,000	1,960,000	
	2 委託分			
2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,072,000	2,800,000	
	2 委託分			
3 雑収入				
4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料	0	0	
収入計(B)		4,010,000	4,760,000	
収入合計(A+B)		31,228,800	29,476,000	

1. 包括支援センター運営事業総支出				
項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	12,584,000	13,023,000	
	2 職員手当等	8,429,000	7,434,000	
	3 共済費	4,078,000	3,711,000	
2 管理費	1 報償費	0	9,000	
	2 旅費	18,800	18,000	
	3 需用費	1,496,000	1,029,000	
	4 修繕費	312,000	44,000	
	5 役務費	2,377,000	2,475,000	
	6 委託料	358,000	479,000	
	7 使用料及び賃借料	1,429,000	1,127,000	
	8 備品購入費	27,000	44,000	
	9 負担金	80,000	42,000	
	10 福利厚生費	40,000	41,000	
支出合計(C)		31,228,800	29,476,000	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】

0

令和8年度 本庄南地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収 入◆				
	項 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支 出◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	1,511,000	1,657,000	
		2 職員手当等	1,012,000	946,000	
		3 共済費	490,000	472,000	
	2 管理費				
		1 報償費	2,000	1,000	
		2 旅費	179,000	2,000	
		3 需用費	38,000	131,000	
		4 修繕費	285,000	6,000	
		5 役務費	43,000	315,000	
		6 委託費	3,000	61,000	
		7 使用料及び賃借料	172,000	143,000	
		8 備品購入費	10,000	6,000	
		9 負担金	0	5,000	
		10 福利厚生費	5,000	5,000	
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	
	【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】		0	0	

令和 8 年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和 8 年 4 月 1 日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市今井 1251 番地 1

法人名 社会福祉法人 柏樹会

代表名 理事長 浅見 旭

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	129,600円	ドン・キホーテ本庄店 12回 本庄市 北泉公民館 12回 計 24回
利用者負担	15,600円	ドン・キホーテ本庄店 10名/回 本庄市 北泉公民館 3名/回 計156名
計	145,200円	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金	0円	
需用費	57,200円	クラフトアート用品、レクリエーション用品、菓子・飲み物、事務用品等の物品購入費等
役務費	48,000円	通信、ポスター、リーフレット等
使用料及び賃貸料	40,000円	通信機器等レンタル代
計	145,200円	

令和8年度 児玉地域包括支援センター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

◆ 収 入 ◆	1. 包括支援センター運営事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	26,916,000	24,172,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入計(A)		26,916,000	24,172,000	
	2. 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,692,000	2,183,000	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,068,000	2,667,000	
		2 委託分	0	0	
	3 雑収入				
	4 その他	1 住宅改修意見書作成手数料			
	収入計(B)		3,760,000	4,850,000	
	収入合計(A+B)		30,676,000	29,022,000	

◆ 支 出 ◆	1. 包括支援センター運営事業総支出				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	18,149,000	17,579,000	基本給
		2 職員手当等	4,268,000	4,450,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
		3 共済費	3,912,000	3,836,000	社会保険料、法定福利費
	2 管理費	1 報償費	0	0	
		2 旅費	24,000	89,000	出張旅費
		3 需用費	1,182,000	1,024,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
		4 修繕費	297,000	178,000	車両等
		5 役務費	566,000	660,000	通信運搬費、広告料、手数料
		6 委託料	989,000	739,000	施設管理・PCソフト保守などの委託料
		7 使用料及び賃借料	1,161,000	356,000	車両リース料、コピー機リース料、PCソフトリース料
		8 備品購入費	31,000	18,000	事務用品費
		9 負担金	48,000	48,000	研修費
		10 福利厚生費	49,000	45,000	健康診断料
	支出合計(C)		30,676,000	29,022,000	

収支差額(D)【収入合計(A+B) - 支出合計(C)】	0
------------------------------	---

令和8年度 児玉地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

生活支援コーディネーター	◆収入◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	収入合計(A)		3,750,000	3,750,000	
	◆支出◆				
	項 目	細 節	8年度予算額	7年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	2,200,000	2,339,000	基本給
		2 職員手当等	527,000	550,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
		3 共済費	483,000	474,000	社会保険料、法定福利費
	2 管理費				
		1 報償費	0	0	
		2 旅費	3,000	11,000	出張旅費
		3 需用費	147,000	126,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
		4 修繕費	37,000	22,000	車両等
		5 役務費	70,000	80,000	通信運搬費、広告料、手数料
		6 委託料	123,000	91,000	施設管理・PCソフト保守などの委託料
		7 使用料及び賃借料	144,000	44,000	車両リース料、コピー機リース料、PCソフトリース料
		8 備品購入費	4,000	2,000	事務用品費
		9 負担金	6,000	6,000	研修費
		10 福利厚生費	6,000	5,000	健康診断料
	支出合計(B)		3,750,000	3,750,000	

収支差額(C)【収入合計(A) - 支出合計(B)】

0

令和 8 年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和 8 年 4 月 1 日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市児玉町児玉 734-1
 法人名 社会福祉法人 児玉福祉会
 代表名 理事長 倉林 昭美

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	64,800	5,400 円×12 ヶ月
利用者負担	24,000	参加者 20 名×12 ヶ月
計	88,800	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金		
需用費	82,080	A4 用紙、折り紙、絵の具、筆、マジック、色鉛筆、 名札入れ、ティッシュ、除菌シート、ゴミ袋、カップ等
役務費	6,720	ボランティア保険(560 円×12 ヶ月)
使用料及び賃貸料		
計	88,800	

報告事項（３）介護予防支援等委託先事業所について

●新規に委託した指定介護予防支援等業務を行う居宅介護支援事業者

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	開始月
本庄市	アビアント居宅介護支援事業所	本庄市小島南3-4-20	令和7年11月

令和7年度介護予防支援等業務委託事業所一覧

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	本庄西	本庄東	本庄南	児玉
本庄市	吉沢病院指定介護支援センター	1216-1	○	○	○	
	居宅介護支援事業所 のんびり森	日の出3-1-12	○	○		
	居宅介護支援 ちとせ	日の出3-3-6	○	○	○	
	居宅介護支援事業所 青い風	日の出3-6-50	○	○		
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	寿2-4-10			○	
	ケアプランセンター ジャム	西五十子446-15	○	○	○	○
	居宅介護支援センター 彩	西五十子634-4	○		○	○
	トマト村	早稲田の杜5-14-8	○	○	○	
	あずみ苑本庄	西富田739-1	○		○	
	シャローム居宅介護支援センター	今井1251-1			○	○
	ケアプラン四季	四季の里2-15-9	○	○	○	○
	本庄ケアプラザ	けや木2-4-5				
	居宅介護支援事業所翔	前原1-3-7-B 102	○		○	
	居宅介護支援事業所 ゆたか本庄	前原1-12-15			○	
	ラパン居宅介護支援	本庄市前原2-1937-11				
	しゃくなげケアプランセンター	前原2-2-3	○		○	
	在宅介護支援センター 安誠園	本庄3-1-21	○	○	○	
	本庄居宅介護支援センター	小島5-6-1	○			
	アビアント居宅介護支援事業所	小島南3-4-20	○			
	ライフプランシナモン	北堀705-1	○	○	○	○
	ことりケアプラン	下野堂1-21-12-II 104				
	ひまわり児玉	児玉町入浅見838-3				○
	児玉居宅介護支援センター	児玉町金屋1302-1				○
	あゆみ居宅介護支援事業所	児玉町金屋1465-15			○	○
	ベル居宅介護支援事業所	児玉町八幡山274-1				○
	ケアセンターはじめ	児玉町児玉南4-11-32				○
	むさしの居宅介護支援サービス	児玉町飯倉170-3	○			○
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	美里町小茂田749		○		○
	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	美里町甘粕139-7 篠原ビル	○		○	○
	居宅支援サービス くどう	美里町木部80-1			○	
	居宅介護支援事業所 ももよの丘	美里町白石2323-1				○
神川町	在宅介護支援センターいずみ	神川町上阿久原567				○
	ケアプラン結い	児玉郡神川町関口133-1				○
上里町	かみさと居宅介護支援事業所	上里町堤487-1			○	
	生協介護センター こだま	上里町七本木3556-4-102	○		○	○
	ケアプラン心の里	上里町七本木420	○	○		
	ケアプランさわやか	上里町七本木2169-9			○	
	ケアプランたちばな	上里町大御堂806-1				
	ハピネスケアセンター	上里町神保原町354-2	○	○	○	○
深谷市	ラパン居宅介護支援事業所	深谷市町田357				○
	ケアセンターみのり	深谷市人見1926-1		○		
	スマイルケアサポート	深谷市上柴町東5-15-20			○	
	居宅介護支援事業所ウェルーツ	深谷市見晴町4-64 メゾン見晴A	○		○	
熊谷市	福寿園ケアセンター	深谷市本郷341-1			○	
	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	熊谷市銀座5-5-3 中沢ビルC				
ときがわ町	ケアプラン上田	比企郡ときがわ町瀬戸元下110番地39				○
高崎市	城東ケアプラザ	高崎市栄町2-2	○			
藤岡市	ケアプランセンターオアシス	藤岡市三波川215-2				○
伊勢崎市	居宅介護支援事業所 優	伊勢崎市八斗島町1595-6				
			22	13	24	21